令和８年11月

飯田市議会第４回定例会議案

令和８年飯田市議会第４回定例会議案目次

（11月25日提出分）

報告第26号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第27号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第28号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
議案第118号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第119号	飯田市長野原財産区管理委員の選任について
議案第120号	飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第121号	飯田市デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第122号	飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第123号	飯田市農業集落高齢者交流施設条例を廃止する条例の制定について
議案第124号	飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第125号	飯田市大平宿泊訓練施設設置条例を廃止する条例の制定について
議案第126号	飯田市立学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第127号	飯田市恒川（ごんが）史跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第128号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第129号	松川町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第130号	高森町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第131号	阿南町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第132号	阿智村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第133号	平谷村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

議案第134号	根羽村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第135号	下條村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第136号	売木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第137号	天龍村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第138号	泰阜村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第139号	喬木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第140号	豊丘村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第141号	大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第142号	南信州広域連合が処理する事務及び南信州広域連合規約の変更について
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市下久堅ふれあい交流館）
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃障害者等活動支援センター）
議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市健康増進施設）
議案第146号	工事請負契約の一部変更について（林道施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策工事）
議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市野底山森林公園）
議案第148号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市山本都市農村交流促進施設）
議案第149号	市道路線の認定について
議案第150号	市道路線の廃止について
議案第151号	市道路線の変更について
議案第152号	財産の無償譲渡について
議案第153号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市松尾天竜グラウンド）
議案第154号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市北田遺跡公園）

議案第155号　　令和８年度飯田市一般会計補正予算（第５号）案

議案第156号　　令和８年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）案

議案第157号　　令和８年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案

議案第158号　　令和８年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第２号）案

議案第159号　　令和８年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）案

議案第160号　　令和８年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）案

議案第161号　　令和８年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第１号）案

議案第162号　　令和８年度飯田市病院事業会計補正予算（第２号）案

議案第163号　　令和８年度飯田市水道事業会計補正予算（第２号）案

議案第164号　　令和８年度飯田市下水道事業会計補正予算（第１号）案

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月25日報告

飯田市長　佐 藤　　健

記

専決第16号　損害賠償の額を定めることについて

報告第26号2

専決第16号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり自動車事故による損害を賠償する。

令和８年10月14日専決

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　相手方　飯田市内在住者

２　事故の概要

令和８年５月25日午後３時10分頃、飯田市松尾明7933番地１の店舗駐車場において飯田市所有の軽貨物自動車が後退した際、駐車場内を直進していた相手方の軽乗用自動車に接触し、相手方に損害を与えた。

３　損害賠償額　230,755円

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月25日報告

飯田市長　佐 藤　　健

記

専決第17号　損害賠償の額を定めることについて

報告第27号2

専決第17号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり林道管理の瑕疵（かし）による損害を賠償する。

令和８年10月26日専決

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　相手方　飯田市外在住者

２　事故の概要

令和８年６月11日午前７時40分頃、飯田市上村山中の林道御池山線において、当該林道脇の山腹からの落石が走行していた相手方の小型乗用自動車に接触し、当該車両の右側前部の窓ガラス及び窓枠を破損する損害を与えた。

３　損害賠償額　53,185円

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月25日報告

飯田市長　佐 藤　　健

記

専決第15号　損害賠償の額を定めることについて

報告第28号2

専決第15号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり学校施設管理の瑕疵（かし）による損害を賠償する。

令和８年10月５日専決

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　相手方　飯田市内在住者

２　事故の概要

令和８年６月23日午後４時40分頃、飯田市今宮町２丁目113番地１の飯田市立丸山小学校の敷地内において、ごみ置場用倉庫の扉の固定具が緩んで外れ、当該敷地内に駐車していた相手方の普通乗用自動車の後方に接触し、破損する損害を与えた。

３　損害賠償額　19,030円

議案第118号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市内在住　吉澤　英幸

議案第118号2

議案第119号

飯田市長野原財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市長野原財産区管理委員に選任したいから、飯田市長野原財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第39号）第３条の規定により、議会の同意を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市内在住　西村　英和

議案第119号2

議案第120号

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第25条第１項中「期末手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合においては」を、「100分の106.25を乗じて得た額）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の128.75を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の108.75を乗じて得た額）」を加え、同条第２項中「適用については」の次に「、６月に支給する場合においては」を、「「100分の61.25」」の次に「とし、12月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」」を加える。

第27条第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合においては」を、「100分の126.25）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の108.75（特定管理職員にあつては、100分の128.75）」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合においては」を、「100分の61.25）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の53.75（特定管理職員にあつては、100分の63.75）」を加える。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		

	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					

	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400						
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700						
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900						
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100						
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400						
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700						
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900						
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100						
	86	275, 500	315, 300	366, 500	408, 700							
	87	275, 800	315, 600	366, 900	409, 100							
	88	276, 100	315, 900	367, 300	409, 500							
	89	276, 400	316, 200	367, 500	409, 900							
	90	276, 700	316, 500	367, 900	410, 400							
	91	277, 000	316, 800	368, 300	410, 800							
	92	277, 300	317, 100	368, 700	411, 200							
	93	277, 600	317, 300	368, 900	411, 500							
	94		317, 500	369, 200								
	95		317, 800	369, 600								
	96		318, 200	369, 900								
	97		318, 400	370, 200								
	98		318, 700	370, 600								
	99		319, 000	371, 000								
	100		319, 400	371, 400								
	101		319, 600	371, 900								
	102		319, 900	372, 300								
	103		320, 200	372, 700								
	104		320, 500	373, 100								
	105		320, 700	373, 600								
	106		321, 000	374, 000								
	107		321, 300	374, 300								
	108		321, 600	374, 600								
	109		321, 800	375, 000								
	110		322, 100	375, 400								
	111		322, 500	375, 700								
	112		322, 800	376, 000								
	113		323, 000	376, 500								
	114		323, 200	376, 900								
	115		323, 500	377, 200								
	116		323, 900	377, 500								
	117		324, 100	378, 000								
	118		324, 300									
	119		324, 600									

	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600

（備考）　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第５条関係）

ア　医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	417,300	540,100	606,900	714,000	772,700
	2	419,700	542,800	608,900	720,100	778,500
	3	422,000	545,500	610,800	725,200	783,500
	4	424,200	548,100	612,700	729,900	787,800
	5	426,400	550,600	614,200	734,200	791,800
	6	429,900	552,800	615,900	738,500	795,200
	7	433,400	554,800	617,700	741,900	798,100
	8	436,900	556,900	619,500	744,800	800,800
	9	440,500	559,000	621,300	747,300	
	10	444,000	560,600	623,000	749,600	
	11	447,500	562,200	624,800		
	12	451,000	563,800	626,600		
	13	454,500	565,400	628,400		
	14	458,000	566,900	630,100		
	15	461,500	568,400	631,900		
	16	465,000	569,800	633,700		
	17	468,400	571,200	635,500		
	18	471,600	572,700	637,400		
	19	474,900	574,200	639,300		
	20	478,100	575,600	641,200		
	21	481,400	576,900	643,100		
	22	484,700	578,400	644,800		
	23	487,900	579,800	646,600		
	24	491,000	581,200	648,400		
	25	494,200	582,600	650,000		
	26	496,600	584,000	651,800		
	27	499,000	585,300	653,600		
	28	501,200	586,600	655,100		
	29	503,200	588,000	656,500		
	30	504,900	589,300	658,200		
	31	506,600	590,700	660,000		
	32	508,400	592,100	661,700		
	33	510,200	593,400	663,200		
	34	512,000	594,700	664,500		
	35	513,600	596,000	665,800		

	36	515, 100	597, 400	667, 100		
	37	516, 600	598, 800	668, 100		
	38	518, 000	600, 400	669, 400		
	39	519, 400	602, 000	670, 700		
	40	520, 800	603, 500	672, 000		
	41	522, 300	605, 100	673, 000		
	42	523, 100	606, 300	673, 800		
	43	523, 800	607, 300	674, 600		
	44	524, 500	608, 300	675, 400		
	45	525, 300	609, 100	676, 300		
	46	525, 900	610, 000	677, 100		
	47	526, 500	610, 900	677, 900		
	48	527, 000	611, 700	678, 600		
	49	527, 500	612, 400	679, 400		
	50	527, 900	613, 100	680, 200		
	51	528, 400	613, 800	680, 900		
	52	528, 800	614, 400	681, 800		
	53	529, 200	615, 000	682, 700		
	54	529, 500	615, 700	683, 500		
	55	529, 800	616, 300	684, 400		
	56	530, 200	616, 900	685, 300		
	57	530, 500	617, 200	686, 100		
	58	530, 800	617, 800	686, 900		
	59	531, 100	618, 400	687, 700		
	60	531, 400	619, 100	688, 400		
	61	531, 800	619, 500	689, 200		
	62	532, 100	620, 100	690, 100		
	63	532, 400	620, 800	691, 000		
	64	532, 700	621, 500	691, 900		
	65	533, 000	621, 900	692, 700		
	66		622, 500	693, 600		
	67		623, 100	694, 500		
	68		623, 600	695, 400		
	69		624, 100	696, 200		
	70		624, 600	697, 100		
	71		625, 100	698, 000		
	72		625, 600	698, 900		
	73		626, 000	699, 700		
	74		626, 500			
	75		626, 900			
	76		627, 300			
	77		627, 800			

	78		628,400			
	79		628,900			
	80		629,300			
	81		629,800			
	82		630,400			
	83		631,000			
	84		631,500			
	85		632,000			

（備考）　この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で市長の定めるものに適用する。

イ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300

		37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
		38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
		39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
		40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
		41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
		42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
		43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
		44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	
		45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	
		46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	
		47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
		48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	
		49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600	
		50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800	
		51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100	
		52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400	
		53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600	
		54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	435,900	
		55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	436,200	
		56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	436,500	
		57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	436,700	
		58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	437,000	
		59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	437,300	
		60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	437,600	
		61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	437,800	
		62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100		
		63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600		
		64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100		
		65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700		
		66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200		
		67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800		
		68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400		
		69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900		
		70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400		
		71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800		
		72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200		
		73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500		
		74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000		
		75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400		
		76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800		
		77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200		
		78	274,300	310,800	348,600	370,700	415,700		

	79	274,600	311,000	349,000	370,900	416,200		
	80	274,800	311,300	349,500	371,200	416,700		
	81	275,000	311,600	350,000	371,700	417,000		
	82	275,300	311,800	350,300	372,000	417,500		
	83	275,600	312,100	350,500	372,300	417,900		
	84	275,800	312,400	350,800	372,600	418,300		
	85	276,000	312,600	351,200	373,000	418,700		
	86		312,800	351,600	373,300			
	87		313,000	351,900	373,600			
	88		313,200	352,200	373,900			
	89		313,600	352,500	374,300			
	90		313,800	352,700	374,600			
	91		314,000	353,100	374,800			
	92		314,200	353,400	375,100			
	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800	379,200			
	103		317,000	356,200	379,600			
	104		317,300	356,400	380,000			
	105		317,600	356,600	380,500			
	106			356,900	380,900			
	107			357,300	381,300			
	108			357,700	381,700			
	109			357,900	382,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 219,900	基準給料月額 円 247,700	基準給料月額 円 279,200	基準給料月額 円 294,400	基準給料月額 円 323,100	基準給料月額 円 368,700	基準給料月額 円 414,700

（備考）　この表は、病院に勤務する薬剤師、臨床心理士、公認心理師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、医療相談員その他の職員で市長の定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600

	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	462,100	
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	462,700	
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	463,100	
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	463,700	
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	464,200	
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	464,600	
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	465,100	
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	465,600	
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700		
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300		
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800		
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200		
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800		
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200		
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500		
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800		
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300		
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700		
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000		
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300		
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800		

	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300			
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700			
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000			
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400			
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900			
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300			
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700			
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	421,200			
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	421,700			
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	422,100			
	89	307,600	336,000	374,000	392,900	422,400			
	90	308,100	337,000	374,600	393,400	422,800			
	91	308,600	338,000	375,200	393,700	423,300			
	92	309,100	339,000	375,800	394,000	423,700			
	93	309,600	339,800	376,200	394,600	424,100			
	94	309,900	340,500	376,600	395,100				
	95	310,400	341,200	377,100	395,600				
	96	310,900	341,800	377,500	396,100				
	97	311,400	342,200	378,000	396,700				
	98	311,900	342,500	378,400	397,200				
	99	312,300	343,000	378,900	397,700				
	100	312,700	343,600	379,300	398,100				
	101	313,100	344,000	379,600	398,700				
	102	313,500	344,500	380,100	399,200				
	103	313,900	345,100	380,400	399,700				
	104	314,200	345,600	380,700	400,200				
	105	314,500	346,000	381,100	400,800				
	106	314,900	346,500	381,600	401,200				
	107	315,300	347,000	382,100	401,700				
	108	315,600	347,500	382,600	402,200				
	109	315,800	347,900	383,100	402,800				
	110	316,100	348,200	383,600	403,200				
	111	316,300	348,500	384,100	403,700				
	112	316,600	348,800	384,500	404,200				
	113	316,900	349,100	384,900	404,800				
	114	317,100	349,500	385,300	405,200				
	115	317,400	349,800	385,800	405,700				
	116	317,600	350,100	386,300	406,200				
	117	317,900	350,300	386,700	406,800				
	118	318,100	350,600	387,200					
	119	318,400	350,900	387,700					
	120	318,700	351,100	388,200					

	121	319,000	351,300	388,500					
	122	319,300	351,600						
	123	319,600	351,900						
	124	319,900	352,200						
	125	320,100	352,400						
	126	320,300	352,700						
	127	320,600	353,000						
	128	321,000	353,200						
	129	321,200	353,400						
	130	321,500	353,600						
	131	321,800	353,900						
	132	322,200	354,100						
	133	322,400	354,400						
	134	322,700	354,800						
	135	323,000	355,200						
	136	323,300	355,600						
	137	323,500	355,900						
	138	323,800	356,300						
	139	324,100	356,700						
	140	324,400	357,100						
	141	324,600	357,400						
	142	324,900	357,800						
	143	325,300	358,100						
	144	325,600	358,500						
	145	325,800	358,800						
	146	326,000	359,200						
	147	326,300	359,600						
	148	326,600	360,000						
	149	326,800	360,300						
	150	327,000	360,700						
	151	327,300	361,100						
	152	327,600	361,500						
	153	328,000	361,800						
	154	328,200							
	155	328,400							
	156	328,700							
	157	329,000							
	158	329,300							
	159	329,600							
	160	329,900							
	161	330,300							
	162	330,600							

	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 270,400	基準給料月額 円 292,600	基準給料月額 円 300,900	基準給料月額 円 312,600	基準給料月額 円 331,000	基準給料月額 円 372,300	基準給料月額 円 420,700

（備考）　この表は、保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

第２条　飯田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第１項第１号中「次項」を「第３項」に改め、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「及び前項第２号」を「、第１項第２号に定める額及び前項第１号」に、「同項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前条第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が、市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で１か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

第25条第１項中「、６月に支給する場合においては100分の126.25を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の106.25を乗じて得た額）、12月に支給する場合においては100分の128.75を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の108.75を乗じて得た額）」を「100分の127.5を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）」に改め、同条第２項中「６月に支給する場合においては、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とし、12月に支給する場合においては、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」」を「同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」」に改める。

第27条第２項第１号中「、６月に支給する場合においては100分の106.25（特定管理職員にあつては、100分の126.25）、12月に支給する場合においては100分の108.75（特定管理職員にあつては、100分の128.75）」を「100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合においては100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）、12月に支給する場合においては100分の53.75（特定管理職員にあつては、100分の63.75）」を「100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の

62.5）」に改める。

（飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正）

第３条　飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和37年飯田市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「「100分の175」と」の次に「、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と」を加える。

第４条　飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」に改める。

（飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第５条　飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和37年飯田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「期末手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合においては」を、「100分の175」の次に「を乗じて得た額、12月に支給する場合においては100分の180」を加える。

第６条　飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額、12月に支給する場合においては100分の180」を「100分の177.5」に改める。

（飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第７条　飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

第６条第２項中「「100分の175」と」の次に「、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」と」を加える。

第８条　飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第９条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000

第５条第２項中「「100分の96.25」と」の次に「、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と」を、「「100分の88.75」と」の次に「、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」と」を加える。

第10条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」に、「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」」を「「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」に改める。

（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第11条　飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

11　第３条の規定にかかわらず、飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和８年飯田市条例第　号。以下この項において「改正条例」という。）第１条の規定の施行の日から令和９年３月31日までのフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、次の給料表によるものとする。

給料表

職種	号俸	給料月額
1　保育士、介護員又は一般行政事務その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第１に定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第１の１級又は２級の欄に掲げる額
2　病院、診療所等に勤務する医師又は歯科医師	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のアに定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のアの１級又は２級の欄に掲げる額
3　薬剤師、臨床心理士、公認心理師、管理栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師、歯科衛生士又は医療相談員その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のイに定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のイの１級又は２級の欄に掲げる額
4　保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のウに定める定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第２のウの１級又は２級の欄に掲げる額

第12条　飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第31条第２項中「第18条第１項」の次に「及び第２項」を加える。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条、第８条、第10条及び第12条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の飯田市職員の給与に関する条例（次項において「改正後給与条例」という。）の規定、第３条の規定による改正後の飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（次項において「改正後特別職給与条例」という。）の規定、第５条の規定による改正後の飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例（次項において「改正後議員報酬条例」という。）の規定、第７条の規定による改正後の飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次項において「改正後任期付研究員条例」という。）の規定及び第９条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後任期付職員条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与等の内払）

3　改正後給与条例、改正後特別職給与条例、改正後議員報酬条例、改正後任期付研究員条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の飯田

市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第３条の規定による改正前の飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第５条の規定による改正前の飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された手当、第７条の規定による改正前の飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第９条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例の規定に基づいて支給された給与、改正後特別職給与条例の規定に基づいて支給された給与、改正後議員報酬条例の規定に基づいて支給された手当、改正後任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与又は改正後任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与の内払とみなす。

（委任）

４　前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第121号

飯田市デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市デイサービスセンター条例の一部改正）

第１条　飯田市デイサービスセンター条例（平成12年飯田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「第17項」を「第16項」に改める。

（飯田市授産施設条例の一部改正）

第２条　飯田市授産施設条例（平成12年飯田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「第30条第３項第２号」を「第30条第４項第２号」に改める。

第９条第１項中「第30条第３項」を「第30条第４項」に改める。

（飯田市立病院介護老人保健施設条例の一部改正）

第３条　飯田市立病院介護老人保健施設条例（平成12年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第８条第28項」を「第８条第27項」に改める。

第４条第１項中「第８条第26項」を「第８条第25項」に改め、同条第２項第１号中「第８条第28項」を「第８条第27項」に改める。

第６条第１項第５号中「各号」を「ア及びイ」に改める。

第４条　飯田市立病院介護老人保健施設条例の一部を次のように改正する。

第１条中「第８条第27項」を「第８条第28項」に改める。

第４条第１項中「第８条第25項」を「第８条第26項」に改め、同条第２項第１号中「第８条第27項」を「第８条第28項」に改める。

（飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第５条　飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年飯田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

第５条　削除

第11条中「第８条第20項」を「第８条第19項」に改める。

第12条第１項中「第８条第21項」を「第８条第20項」に改める。

第13条第１項中「第８条第22項」を「第８条第21項」に改める。

第16条中「第８条第23項第１号」を「第８条第22項第１号」に改める。

（飯田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第６条　飯田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年飯田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「第８条第24項」を「第８条第23項」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第４条の規定は、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第51号）附則第１条第４号の政令で定める日から施行する。

議案第122号

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第３号の規定により保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第６条第１項中「事項」の次に「（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項中「規定する施設」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、「のうち、次に掲げるもの」を「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」に改める。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第２項を次のように改める。

２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健

康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第19条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業Ｂ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第２項第３号中「第６条の３第10項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条中「と、同条第４号中「次号並びに第34条第４号及び第５号」とあるのは「第33条において準用する次号」」を削る。

第36条中「第６条の３第10項」を「第６条の３第10項第１号」に改める。

第45条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「と、同条第４号中「次号並びに第34条第４号及び第５号」とあるのは「第49条において準用する次号」」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第６条中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第９条中「法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、」を削り、「若しくは」の次に「第４項、」を、「第45条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「保育士の数（」を削り、「適用がない」の次に「もの」を、「第45条第２項」の次に「の規定」を加え、「ものをいう。）」を「保育士の数」に、「、置かなければ」を「置かなければ」に改める。

（飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第53条」を「―第53条」に改める。

第２条第６号中「小規模保育事業　」を「満３歳未満等小規模保育事業　」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第３号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の１号を加える。

(6)の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第11号の次に次の３号を加える。

(11)の２　教育認定子ども　法第27条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の３　満３歳以上保育認定子ども　法第27条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の４　保育認定子ども　法第29条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第２条第16号を次のように改める。

(16)削除

第７条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第８条第２項中「法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第14条第４項第３号ア(ｱ)中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(ｲ)中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「法第19条第１号及び第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満３歳以上教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第16条第１項第１号中「この号及び次号において」を削る。

第26条中「第33条の10第１項各号」の次に「（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」を加える。

第30条第１項中「第40条第４項」を「第40条第５項」に改める。

第36条第１項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「満３歳以上教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第１項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「満３歳以上教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第38条第１項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第

27条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第38条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第40条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「本章」の次に「（第44条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第41条第２項及び第42条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第43条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第12項において同じ。）」を加え、「第38条第２項」を「第38条第２項第２号」に改め、「その他の」の次に「法第19条第３号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第７項各号列記以外の部分中「、次に」を「次に」に改め、「限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条中第11項を第12項とし、第８項から第10項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第44条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第47条第７号中「第40条第２項」の次に「及び第３項」を加える。

第48条第１項及び第２項ただし書並びに第50条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を

「保育認定子ども」に改める。

第51条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第15条第１項」に改め、「関する規程」と」の次に「、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第52条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第53条第１項」に、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「をいう。次条第３項」の次に「及び第53条第３項」を、「本章（」の次に「第38条第３項、第40条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第53条第３項」に改め、同項後段中「本章」の次に「（第44条第１項を除く。）」を加え、「法第19条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、「第44条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第52条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第38条第２項、第40条第２項及び第41条第２項を除き、第51条において準用する第９条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第40条第３項中「第19条第２号」とあるのは「第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選

考その他公正な方法により」と、第44条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第53条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第52条第１項」に、「法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第44条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第４条中「特定地域型保育事業者（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

（飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年飯田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定　公布の日

(2) 第１条中飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正

規定及び第３条の規定　令和８年12月25日

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第123号

飯田市農業集落高齢者交流施設条例を廃止する条例の制定について

飯田市農業集落高齢者交流施設条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市農業集落高齢者交流施設条例を廃止する条例（案）

飯田市農業集落高齢者交流施設条例（昭和59年飯田市条例第53号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第124号

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）

飯田市営住宅等条例（平成22年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。
別表第１の４の表中橋市営住宅の項を削る。
別表第４中「及び中橋市営住宅」を削る。
別表第５中橋市営住宅の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

議案第125号

飯田市大平宿泊訓練施設設置条例を廃止する条例の制定について

飯田市大平宿泊訓練施設設置条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市大平宿泊訓練施設設置条例を廃止する条例（案）

飯田市大平宿泊訓練施設設置条例（平成８年飯田市条例第15号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第126号

飯田市立学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市立学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市立学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

飯田市立学校体育施設使用料徴収条例（昭和60年飯田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「飯田市立上村小学校校庭」を「飯田市立遠山小学校校庭」に、「飯田市立上村小学校体育館」を「飯田市立遠山小学校体育館」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に改正前の別表の規定により飯田市立上村小学校校庭又は飯田市立上村小学校体育館の使用料として納付し、又は納付することとされた使用料は、それぞれ改正後の別表の規定により飯田市立遠山小学校校庭又は飯田市立遠山小学校体育館の使用料として納付し、又は納付することとされたものとみなす。

議案第127号

飯田市恒川（ごんが）史跡公園条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市恒川史跡公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市恒川（ごんが）史跡公園条例の一部を改正する条例（案）

飯田市恒川史跡公園条例（令和４年飯田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「及び交流」を「、交流及び情報発信」に改め、同条第２項中「名称」を「区分」に改め、同項の表に次のように加える。

ガイダンスエリア	飯田市座光寺4701番地12

第２条に次の１項を加える。

３　ガイダンスエリアに、恒川官衙遺跡の保存及び活用並びに地域活動の拠点となる施設として、ごんが歴史交流館を設置する。

第12条を第15条とし、同条の前に次の１条を加える。

（入場の拒否及び退場）

第14条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、史跡公園への入場を拒否し、又は退場させることができる。

(1) 史跡公園内において入場者等が前条の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

(2) その他史跡公園の管理上支障があるとき。

第11条第１号中「史跡公園に所在する建物、敷地、設備又は備品（次条において「公園施設」という。）」を「公園施設等」に改め、同条第２号中「他者」を「他人」に改め、「行為」の次に「その他他人に迷惑を及ぼす行為」を加え、同条第８号中「使用する」を「使用しない」に改め、同条中第９号を第11号とし、第８号の次に次の２号を加える。

(9) ごんが歴史交流館において、備品、資料又は展示品に教育委員会の許可なく触れないこと。

(10) 教育委員会の許可なく広告物等を掲示しないこと。

第11条を第13条とする。

第10条第１項中「第５条」を「第７条」に改め、同条第２項中「事由により公園施設」を「事由により史跡公園に所在する建物、敷地、設備、備品、資料又は展示品（以下「公園施設等」という。）」に、「公園施設を原状」を「公園施設等を原状」に改め、同条を第12条とする。

第９条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「使用料」の次に「及び観覧料等」を加え、同条第１号中「使用者」の次に「又は観覧者等」を加え、同条を第11条とする。

第８条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第１項中「使用料」の次に「及び観覧料等」を加え、同条を第10条とする。

第７条を第９条とする。

第６条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　特別な展示、催事等を観覧し、又は当該展示、催事等に参加する者（以下「観覧者等」という。）は、市長が別に定めるところにより第４条第２項の観覧料等を納めなければならない。

第６条を第８条とする。

第５条第３号中「第３条第２項」を「第５条第２項」に、「第11条」を「第13条」に改め、同条第５号中「第３条」を「第５条」に改め、同条第６号中「前２号」を「前各号」に改め、同条を第７条とする。

第４条を第６条とし、第３条を第５条とし、第２条の次に次の２条を加える。

（開館時間及び休館日）

第３条　ごんが歴史交流館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間　午前９時30分から午後５時まで（入館は、午後４時30分までに限る。）。ただし、飯田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(2) 休館日　次のアからウまでのいずれかに該当する日。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

ア　月曜日及び火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。

イ　休日の翌日（日曜日、土曜日又は休日に該当する場合を除く。）

ウ　12月29日から翌年の１月３日までの日

（観覧料等）

第４条　ごんが歴史交流館における展示、催事等の観覧又は催事への参加に係る使用料（以下「観覧料等」という。）は、無料とする。

２　市長は、特別な展示、催事等を行う場合には、前項の規定にかかわらず、その期間に限り、観覧料等を別に定め、納付させることができる。

別表中「第７条」を「第９条」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月18日から施行する。

議案第128号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定したいから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第128号2

（別紙）

総 合 整 備 計 画 書（案）

長野県飯田市上村　下栗（しもぐり）辺地
（辺地の人口 73人　面積 21.3k㎡）

1　辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称　　上村
(2) 地域の中心の位置　　飯田市上村下栗1151番地
(3) 辺地度点数　　254点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

下栗辺地は、市中心部から東端に位置し、その中心地は市役所から約30km離れた場所にあり、南は飯田市南信濃地区と境を接している。面積の大半は山林原野であり、急斜面に僅かな耕地と人家が点在している地域である。

古くは農林業が主な産業であったが、現在は林業等の衰退が進んでおり、その担い手は主に高齢者である。若年層は市中心部の企業等へ片道約１時間かけて通勤している。

南アルプスを眼前にした雄大な眺望や急傾斜地に耕地が広がる景観を目当てに県外からも多くの観光客が訪れるが、地区内の道路は地域住民の生活道路としても十分に整備されているとはいえない状況にある。このことから、市内の他地域と比較して日常生活や産業振興を支える道路環境は低い整備水準にあるといえる。

市道上村25号線及び150号線は、下栗辺地の重要な生活道路であり、市道上村３号線を経由し、上村自治振興センター及び上村小学校等の公共施設が集中する地域の中心部へアクセスする道路である。山間地を通る路線であるため狭あいでカーブが多く、地区住民のみならず観光客等の車両が脱輪するなどの事象が頻繁に発生しているため、当路線の改良を行うことにより、地域の中心部及び他地区への通行の安全を確保し、利用者の利便性の向上を図る。

3　公共的施設の整備計画

令和９年度から令和13年度まで　５年間

（単位：千円）

施設名	事業主体	区分			
		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道上村25号線	飯田市	30,000		30,000	30,000
市道上村150号線	飯田市	35,000		35,000	35,000
合計		65,000		65,000	65,000

議案第129号

松川町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び松川町の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第129号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と松川町（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡松川町元大島3823番地
乙　松川町
松川町長　北沢　秀公

議案第130号

高森町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び高森町の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第130号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と高森町（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡高森町下市田2183番地１
乙　高森町
高森町長　壬生　照玄

議案第131号

阿南町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び阿南町の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第131号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と阿南町（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡阿南町東條58番地１
乙　阿南町
阿南町長　折山　和士

議案第132号

阿智村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び阿智村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第132号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と阿智村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡阿智村駒場483番地
乙　阿智村
阿智村長　熊谷　秀樹

議案第133号

平谷村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び平谷村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第133号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と平谷村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡平谷村354番地
乙　平谷村
平谷村長　西川　清海

議案第134号

根羽村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び根羽村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第134号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と根羽村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡根羽村2131番地１
乙　根羽村
根羽村長　大久保　憲一

議案第135号

下條村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び下條村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第135号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と下條村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡下條村睦沢8801番地１
乙　下條村
下條村長　金田　憲治

議案第136号

売木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び売木村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第136号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と売木村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡売木村968番地１
乙　売木村
売木村長　清水　秀樹

議案第137号

天龍村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び天龍村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第137号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と天龍村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡天龍村平岡878番地
乙　天龍村
天龍村長　永嶺　誠一

議案第138号

泰阜村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び泰阜村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第138号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と泰阜村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡泰阜村3236番地１
乙　泰阜村
泰阜村長　横前　明

議案第139号

喬木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び喬木村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第139号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と喬木村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡喬木村6664番地
乙　喬木村
喬木村長　佐藤　文彦

議案第140号

豊丘村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び豊丘村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第140号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と豊丘村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地
乙　豊丘村
豊丘村長　下平　喜隆

議案第141号

大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて

飯田市及び大鹿村の間において平成21年７月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第141号2

（別紙）

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と大鹿村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年７月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年７月14日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イに次のように加える。

(ｴ) 基幹相談支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、甲又は乙の住民に係る障がい者等の相談支援を総合的に行う。

b　甲の役割

(a) 基幹相談支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る基幹相談支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、基幹相談支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

(ｵ) 児童発達支援センター事業の実施

a　取組の内容

圏域の心身の発達に何らかの支援を必要とするこども及びその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、甲又は乙の住民に係る児童発達支援及び相談支援を行う。

b　甲の役割

(a) 児童発達支援センターを設置し、及び運営する。

(b) 甲の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(c) 乙及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

c　乙の役割

(a) 乙の住民に係る児童発達支援センターが行う事業の実施に必要な事務を行う。

(b) 甲及び関係他町村と協議の上、児童発達支援センターの設置及び運営に必要な経費を負担する。

第３条第３号中「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和　年　月　日

飯田市大久保町2534番地
甲　飯田市
飯田市長　佐藤　健

下伊那郡大鹿村大字大河原354番地
乙　大鹿村
大鹿村長　熊谷　英俊

議案第142号

南信州広域連合が処理する事務及び南信州広域連合規約の変更について

下記のとおり、南信州広域連合が処理する事務を変更し、及び南信州広域連合規約の一部を変更する規約を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の３第１項の規定による協議を行うため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　事務の変更

広域連合は、次の事務を処理しないこととする。

(1) 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務

(2) 広域的な障がい者支援に関する事務

２　南信州広域連合規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

（別紙）

南信州広域連合規約の一部を変更する規約（案）

南信州広域連合規約（平成11年３月15日長野県指令10地第1281号）の一部を次のように変更する。

第４条第１項中第８号を削り、第９号を第８号とし、第10号を第９号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第18号までを２号ずつ繰り上げる。

第５条中第８号を削り、第９号を第８号とし、第10号を第９号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第19号までを２号ずつ繰り上げる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第４条、第17条関係）

処理事務	市町村	負担割合	
１　広域連合の区域における広域行政の推進に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村及び大鹿村（以下「全市町村」という。）	事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
２　地方拠点都市地域の振興整備に関する事務	全市町村	事業費	均等割　10％ 人口割　90％
３　広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	全市町村	事業費	均等割　10％ 人口割　90％
４　市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務	全市町村	事業費	均等割　10％ 人口割　90％
５　広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関する事務	全市町村	事業費	均等割　10％ 人口割　90％
６　介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	全市町村	事業費	均等割　15％ 申請者数割　85％
７　市町村審査会の設置及び運営に関する事務	全市町村	事業費	均等割　15％ 申請者数割　85％
８　広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務	全市町村	事業費	均等割　10％ 人口割　90％
９　消防に関する事務（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）	全市町村	事業費	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じて広域連合長が別に定める。

10　老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関する事務	全市町村	事業費	均等割　10% 人口割　90%
11　ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村及び大鹿村（以下「13市町村」という。）	計画策定費	均等割　10% 人口割　90%
12　ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	13市町村	運営費	均等割　15% 利用実績割　85%
	13市町村	建設費	均等割　10% 人口割　70% 利用平均実績割　20%
	飯田市、松川町、高森町、喬木村及び豊丘村	運営費	均等割　13% 利用実績割　87%
		建設費	均等割　13% 利用平均実績割　87%
13　し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村及び大鹿村	運営費	均等割　13% 利用実績割　87%
		建設費	均等割　13% 利用平均実績割　87%
14　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア　火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。 イ　液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。	全市町村	事業費	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じて広域連合長が別に定める。
15　まち・ひと・しごと創生法第10条第１項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務	全市町村	事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
16　広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務	全市町村	事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。

別表の備考の３を削り、同備考の４を同備考の３とし、同備考の５を同備考の４とする。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第143号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市下久堅ふれあい交流館）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　公の施設の名称
　飯田市下久堅ふれあい交流館
２　指定する団体の名称
　下久堅地区まちづくり委員会
３　指定の期間
　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第144号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃障害者等活動支援センター）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　公の施設の名称
　飯田市南信濃障害者等活動支援センター
２　指定する団体の名称
　株式会社よろず家
３　指定の期間
　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第145号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市健康増進施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　公の施設の名称
　飯田市健康増進施設
２　指定する団体の名称
　株式会社飯田健康温泉
３　指定の期間
　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第146号

工事請負契約の一部変更について（林道施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策工事）

令和７年飯田市議会第３回定例会において議案第91号として議決を経た令和７・８年度林道施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

区　分	変　更　前	変　更　後
契約の金額	284,900,000円	278,861,000円

議案第147号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市野底山森林公園）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　公の施設の名称
　飯田市野底山森林公園
２　指定する団体の名称
　上郷地域まちづくり委員会
３　指定の期間
　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第148号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市山本都市農村交流促進施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　公の施設の名称
　飯田市山本都市農村交流促進施設
２　指定する団体の名称
　山本地域づくり委員会
３　指定の期間
　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第149号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
1	座光寺286号線	飯田市座光寺　2283　番　5　地先から 飯田市上郷黒田　2633　番　8　地先まで	
2	上郷494号線	飯田市上郷飯沼　1415　番　1　地先から 飯田市上郷飯沼　1412　番　1　地先まで	

議案第150号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
1	千代64号線	飯田市千栄　　2387　番　　2　地先から 飯田市千栄　　2388　番　　地先まで	

議案第151号

市道路線の変更について

下記の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

整理番号	路線名	旧 新	起点 終点	重要な経過地
1	座光寺88号線	旧	飯田市座光寺　4127　番　1　地先から	
			飯田市座光寺　4049　番　1　地先まで	
		新	飯田市座光寺　4137　番　1　地先から	
			飯田市座光寺　4049　番　1　地先まで	
2	上郷366号線	旧	飯田市上郷黒田　2540　番　1　地先から	
			飯田市上郷黒田　2540　番　13　地先まで	
		新	飯田市上郷黒田　2540　番　1　地先から	
			飯田市上郷黒田　2540　番　12　地先まで	
3	上郷493号線	旧	飯田市上郷黒田　2540　番　12　地先から	
			飯田市上郷黒田　2472　番　　地先まで	
		新	飯田市上郷黒田　5033　番　　地先から	
			飯田市上郷黒田　2472　番　　地先まで	

議案第152号

財産の無償譲渡について

下記の財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　譲渡する財産

(1) 土地

ア　所在　飯田市北方2421番
　　地目　宅地
　　面積　345.00平方メートル

イ　所在　飯田市北方2422番
　　地目　宅地
　　面積　432.00平方メートル

ウ　所在　飯田市北方2423番１
　　地目　宅地
　　面積　1,231.39平方メートル

(2) 建物

所在　飯田市北方2423番地１
構造　鉄骨造２階建て
床面積　687.08平方メートル

２　譲渡の相手方

飯田市北方2423番地１
北方区
区長　加藤　修平

３　譲渡の理由

北方区が、集会施設として活用するため。

議案第153号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市松尾天竜グラウンド）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　公の施設の名称
　飯田市松尾天竜グラウンド
２　指定する団体の名称
　松尾地区まちづくり委員会
３　指定の期間
　令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

議案第154号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市北田遺跡公園）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　公の施設の名称
　飯田市北田遺跡公園
２　指定する団体の名称
　上久堅地区まちづくり委員会
３　指定の期間
　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第155号

令和８年度飯田市一般会計補正予算（第５号）案

令和８年度飯田市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ785,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,093,973千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		8,526,293	178,975	8,705,268
	1 国庫負担金	5,456,626	177,827	5,634,453
	2 国庫補助金	3,049,363	1,148	3,050,511
15 県支出金		4,024,734	90,755	4,115,489
	1 県負担金	2,172,362	82,993	2,255,355
	2 県補助金	1,565,958	7,762	1,573,720
17 寄附金		729,668	111,617	841,285
	1 寄附金	729,668	111,617	841,285
18 繰入金		2,328,639	200,000	2,528,639
	2 基金繰入金	2,277,595	200,000	2,477,595
19 繰越金		622,114	100,179	722,293
	1 繰越金	622,114	100,179	722,293
20 諸収入		3,153,402	1,740	3,155,142
	4 受託事業収入	133,141	1,740	134,881
21 市債		4,838,900	101,900	4,940,800
	1 市債	4,838,900	101,900	4,940,800
歳　入　合　計		56,308,807	785,166	57,093,973

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		270,920	3,355	274,275
	1 議会費	270,920	3,355	274,275
2 総務費		6,676,679	131,028	6,807,707
	1 総務管理費	5,720,487	93,444	5,813,931
	2 徴税費	561,693	31,768	593,461
	3 戸籍住民基本台帳費	266,918	4,316	271,234
	4 選挙費	72,431	500	72,931
	5 統計調査費	23,717	244	23,961
	6 監査委員費	31,433	756	32,189
3 民生費		18,924,273	519,658	19,443,931
	1 社会福祉費	8,489,839	340,040	8,829,879
	2 児童福祉費	9,367,125	173,558	9,540,683
	3 生活保護費	1,067,309	6,060	1,073,369
4 衛生費		6,355,585	21,227	6,376,812
	1 保健衛生費	5,048,297	21,227	5,069,524
5 労働費		211,607	1,990	213,597
	1 労働諸費	211,607	1,990	213,597
6 農林水産業費		1,765,496	23,624	1,789,120
	1 農業費	970,222	21,190	991,412
	2 林業費	795,274	2,434	797,708
7 商工費		3,741,610	△11,065	3,730,545
	1 商工費	3,741,610	△11,065	3,730,545
8 土木費		5,860,154	15,837	5,875,991
	1 土木管理費	196,764	5,551	202,315
	2 道路橋りょう費	3,121,340	6,103	3,127,443
	3 河川費	190,462	826	191,288
	4 都市計画費	1,946,098	665	1,946,763
	5 住宅費	405,490	2,692	408,182
10 教育費		6,199,664	79,512	6,279,176
	1 教育総務費	666,185	13,894	680,079
	2 小学校費	1,108,017	29,140	1,137,157
	3 中学校費	807,129	1,362	808,491
	5 社会教育費	2,120,069	18,696	2,138,765
	6 保健体育費	1,498,264	16,420	1,514,684
歳出合計		56,308,807	785,166	57,093,973

第２表　繰越明許費補正

１　追　加

款	項	事　業　名	金　額
			千円
３　民生費	２　児童福祉費	児童発達支援センター整備事業	59,400
６　農林水産業費	１　農業費	国土保全特別対策事業	10,000
８　土木費	２　道路橋りょう費	交通安全対策補助事業（通学路緊急対策）	40,000
		市道改良事業	20,000
		道路メンテナンス事業	80,000
10　教育費	６　保健体育費	施設改修費	9,975

第３表　債務負担行為補正

１　追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
県議会議員選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託	令和８年度から令和９年度まで	4,235
飯田文化会館長寿命化事業	令和８年度から令和９年度まで	549,670

第４表　地方債補正

１　変　更

起　債　の　目　的	補正前の限度額	補正後の限度額
	千円	千円
老人福祉施設整備事業費	290,100	325,700
発達支援センター整備事業費	8,600	62,000
工業振興事業費	64,600	50,600
義務教育施設整備事業費	198,900	224,300
社会教育施設整備事業費	665,100	666,600
計	4,838,900	4,940,800

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総括

（歳入）

（単位　：　千円）

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	8,526,293	178,975	8,705,268
15 県支出金	4,024,734	90,755	4,115,489
17 寄附金	729,668	111,617	841,285
18 繰入金	2,328,639	200,000	2,528,639
19 繰越金	622,114	100,179	722,293
20 諸収入	3,153,402	1,740	3,155,142
21 市債	4,838,900	101,900	4,940,800
歳入合計	56,308,807	785,166	57,093,973

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	270,920	3,355	274,275
2 総務費	6,676,679	131,028	6,807,707
3 民生費	18,924,273	519,658	19,443,931
4 衛生費	6,355,585	21,227	6,376,812
5 労働費	211,607	1,990	213,597
6 農林水産業費	1,765,496	23,624	1,789,120
7 商工費	3,741,610	△11,065	3,730,545
8 土木費	5,860,154	15,837	5,875,991
10 教育費	6,199,664	79,512	6,279,176
歳出合計	56,308,807	785,166	57,093,973

（単位 ： 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			3,355
		51,379	79,649
254,139	89,000	481	176,038
		536	20,691
			1,990
			23,624
	△14,000		2,935
			15,837
	26,900	2,340	50,272
254,139	101,900	54,736	374,391

2 歳入

（款） 14 国庫支出金
（項） 1 国庫負担金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	8,526,293	178,975	8,705,268
1 国庫負担金	5,456,626	177,827	5,634,453
3 民生費国庫負担金	5,368,936	177,827	5,546,763
2 国庫補助金	3,049,363	1,148	3,050,511
3 民生費国庫補助金	378,647	1,148	379,795
15 県支出金	4,024,734	90,755	4,115,489
1 県負担金	2,172,362	82,993	2,255,355
3 民生費県負担金	1,979,268	82,993	2,062,261
2 県補助金	1,565,958	7,762	1,573,720
3 民生費県補助金	716,756	7,762	724,518
17 寄附金	729,668	111,617	841,285
1 寄附金	729,668	111,617	841,285
2 総務費寄附金	712,000	110,000	822,000
3 民生費寄附金	18	481	499
4 衛生費寄附金	0	536	536
10 教育費寄附金	350	600	950
18 繰入金	2,328,639	200,000	2,528,639
2 基金繰入金	2,277,595	200,000	2,477,595
1 基金繰入金	2,277,595	200,000	2,477,595
19 繰越金	622,114	100,179	722,293

（単位 ： 千円）

節		説明	
区分	金額		
3 障害者福祉費負担金	125,244	障害者自立支援給付費負担金	120,060
		障害者医療費負担金	3,698
		障害者自立支援給付費等負担金（過年度分）	1,486
29 障害児支援費負担金	38,478	障害児入所給付費等負担金	38,478
31 生活保護費負担金	14,105	生活保護措置負担金（過年度分）	14,105
3 障害者福祉費補助金	708	地域生活支援事業補助金	708
23 ひとり親家庭福祉費補助金	440	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制等整備事業費補助金	440
2 社会援護費負担金	1,875	災害弔慰金等負担金	1,875
3 障害福祉費負担金	61,879	障害者自立支援給付費負担金	60,030
		障害者医療費負担金	1,849
29 障害児支援費負担金	19,239	障害児通所給付費等負担金	19,239
3 障害者福祉費補助金	354	地域生活支援事業補助金	354
4 老人福祉費補助金	7,408	地域医療介護総合確保基金補助金	7,408
9 企画費寄附金	110,000	ふるさと寄附金	110,000
24 児童発達支援センター費寄附金	96	療育事業寄附金	96
		明治安田生命保険相互会社松本支社から 96	
26 公立認定こども園費寄附金	385	公立認定こども園寄附金	385
		明治安田生命保険相互会社松本支社から 385	
1 保健衛生費寄附金	536	保健衛生費寄附金	536
		明治安田生命保険相互会社松本支社から 536	
53 文化財保護費寄附金	500	文化財保護寄附金	500
		（有）ＳＡＮＡＡ事務所から 500	
61 保健体育費寄附金	100	スポーツ振興寄附金	100
		飯田友の会から 100	
1 財政調整基金繰入金	200,000	財政調整基金繰入金	200,000

（款）　19 繰越金
　　（項）　1 繰越金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
1 繰越金	622,114	100,179	722,293
1 繰越金	622,114	100,179	722,293
20 諸収入	3,153,402	1,740	3,155,142
4 受託事業収入	133,141	1,740	134,881
10 教育費受託事業収入	43,800	1,740	45,540
21 市債	4,838,900	101,900	4,940,800
1 市債	4,838,900	101,900	4,940,800
3 民生債	574,000	89,000	663,000
7 商工債	258,800	△ 14,000	244,800
10 教育債	1,062,200	26,900	1,089,100
歳　　入　　合　　計	56,308,807	785,166	57,093,973

（単位 ： 千円）

節		説明	
区分	金額		
1 純繰越金	100,179	純繰越金	100,179
1 埋蔵文化財調査受託事業収入	1,740	埋蔵文化財調査受託事業収入	1,740
4 老人福祉施設整備事業債	35,600	社会福祉施設整備事業債	35,600
24 発達支援センター整備事業債	53,400	地域活性化事業債	53,400
5 工業振興事業債	△ 14,000	一般単独事業債	△ 14,000
23 小学校建設事業債	25,400	公共施設等適正管理推進事業債	25,400
57 文化会館整備事業債	1,500	公共施設等適正管理推進事業債	1,500

3 歳出

（款）　1 議会費
　（項）　1 議会費

款　項　目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	270,920	3,355	274,275				3,355
1 議会費	270,920	3,355	274,275				3,355
1 議会費	270,920	3,355	274,275				3,355
							1,375
							1,980
2 総務費	6,676,679	131,028	6,807,707			51,379	79,649
1 総務管理費	5,720,487	93,444	5,813,931			51,379	42,065
1 総務管理費	2,118,195	42,065	2,160,260				42,065
							42,065
9 企画費	754,268	51,379	805,647			51,379	0
						51,379	0
				（寄）ふるさと寄附金		51,379	
2 徴税費	561,693	31,768	593,461				31,768
1 賦課総務費	361,121	11,768	372,889				11,768
							11,768

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	1,169		
3 職員手当等	2,072	01人件費	3,355
4 共済費	114	01議員人件費	1,375
		3 職員手当等	1,375
		期末手当（議員）	1,375
		02事務局職員人件費	1,980
		2 給料	1,169
		一般職給	1,169
		3 職員手当等	697
		時間外勤務手当	110
		期末手当	312
		勤勉手当	275
		4 共済費	114
		市町村共済負担金	114
2 給料	23,559		
3 職員手当等	15,966	01人件費	42,065
4 共済費	2,540	01人件費	42,065
		2 給料	23,559
		一般職給	23,559
		3 職員手当等	15,966
		時間外勤務手当	2,702
		期末手当	6,921
		期末手当（特別職）	177
		勤勉手当	6,166
		4 共済費	2,540
		市町村共済負担金	2,530
		市町村共済負担金（特別職）	10
7 報償費	31,372		
12 委託料	20,007	11特別事業費	51,379
		22ふるさと飯田応援隊募集事業費	51,379
		7 報償費	31,372
		賞品及び記念品代	31,372
		12 委託料	20,007
		一括代行サービス業務委託料	18,362
		寄附者等対応向上業務委託料	1,645
2 給料	6,841		
3 職員手当等	4,230	01人件費	11,768
4 共済費	697	01人件費	11,768
		2 給料	6,841
		一般職給	6,841
		3 職員手当等	4,230
		時間外勤務手当	628
		期末手当	1,929
		勤勉手当	1,673

（款）　2 総務費
　（項）　2 徴税費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 賦課総務費							
3 徴収費	53,428	20,000	73,428				20,000
							20,000
3 戸籍住民基本台帳費	266,918	4,316	271,234				4,316
1 戸籍住民基本台帳費	211,673	4,316	215,989				4,316
							4,316
4 選挙費	72,431	500	72,931				500
1 選挙管理委員会費	22,278	500	22,778				500
							500
5 統計調査費	23,717	244	23,961				244
1 統計調査総務費	15,520	244	15,764				244
							244
6 監査委員費	31,433	756	32,189				756
1 監査委員費	31,433	756	32,189				756
							756

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		4 共済費	697
		市町村共済負担金	697
22 償還金利子及び割引料	20,000		
		10徴収費	20,000
		03市税還付金	20,000
		22 償還金利子及び割引料	20,000
		還付金	20,000
2 給料	2,595		
3 職員手当等	1,473	01人件費	4,316
4 共済費	248	01人件費	4,316
		2 給料	2,595
		一般職給	2,595
		3 職員手当等	1,473
		時間外勤務手当	193
		期末手当	692
		勤勉手当	588
		4 共済費	248
		市町村共済負担金	248
2 給料	286		
3 職員手当等	180	01人件費	500
4 共済費	34	01人件費	500
		2 給料	286
		一般職給	286
		3 職員手当等	180
		時間外勤務手当	6
		期末手当	92
		勤勉手当	82
		4 共済費	34
		市町村共済負担金	34
2 給料	130		
3 職員手当等	99	01人件費	244
4 共済費	15	01人件費	244
		2 給料	130
		一般職給	130
		3 職員手当等	99
		時間外勤務手当	21
		期末手当	41
		勤勉手当	37
		4 共済費	15
		市町村共済負担金	15
2 給料	428		
3 職員手当等	278	01人件費	756
4 共済費	50	01人件費	756
		2 給料	428
		一般職給	428

（款）　2 総務費
　（項）　6 監査委員費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 監査委員費							
3 民生費	18,924,273	519,658	19,443,931	254,139	89,000	481	176,038
1 社会福祉費	8,489,839	340,040	8,829,879	195,982	35,600		108,458
1 社会福祉総務費	337,696	5,516	343,212				5,516
							5,516
2 社会援護費	36,372	2,500	38,872	1,875			625
				1,875			625
				（県）災害弔慰金等負担金		1,875	
3 障害者福祉費	2,302,508	251,912	2,554,420	186,699			65,213
				78,015			26,005
				（国）障害者自立支援給付費負担金		52,010	
				（県）障害者自立支援給付費負担金		26,005	
				102,075			34,025
				（国）障害者自立支援給付費負担金		68,050	
				（県）障害者自立支援給付費負担金		34,025	
				5,547			4,829
				（国）障害者医療費負担金		3,698	
				（県）障害者医療費負担金		1,849	

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		3 職員手当等	278
		時間外勤務手当	19
		期末手当	138
		勤勉手当	121
		4 共済費	50
		市町村共済負担金	50
2 給料	3,187		
3 職員手当等	1,992	01人件費	5,516
4 共済費	337	01人件費	5,516
		2 給料	3,187
		一般職給	3,187
		3 職員手当等	1,992
		時間外勤務手当	249
		期末手当	915
		勤勉手当	828
		4 共済費	337
		市町村共済負担金	337
9 交際費	2,500		
		10援護一般経費	2,500
		02災害見舞金給付事業費	2,500
		9 交際費	2,500
		災害見舞金	2,500
19 扶助費	248,932		
22 償還金利子及び割引料	2,980	44総合支援介護給付事業費	104,020
		01総合支援介護給付事業費	104,020
		19 扶助費	104,020
		居宅介護給付費	8,061
		短期入所給付費	2,614
		生活介護給付費	24,376
		行動援護給付費	2,690
		施設入所支援給付費	60,682
		計画相談支援給付費	5,597
		45総合支援訓練等給付事業費	136,100
		01総合支援訓練等給付事業費	136,100
		19 扶助費	136,100
		共同生活援助給付費	17,352
		就労継続支援Ａ型給付費	6,936
		就労継続支援Ｂ型給付費	111,812
		46総合支援医療給付事業費	10,376
		01総合支援医療給付事業費	10,376
		19 扶助費	7,396
		更生医療給付費	7,396
		22 償還金利子及び割引料	2,980
		過年度国庫支出金精算返還金	2,980
		51障害者地域生活支援事業費	1,416

（款）　3 民生費
（項）　1 社会福祉費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 障害者福祉費				1,062			354
				（国）地域生活支援事業補助金		708	
				（県）地域生活支援事業補助金		354	
4 老人福祉費	2,860,755	77,207	2,937,962	7,408	35,600		34,199
							368
					35,600		8,960
				（市）社会福祉施設整備事業債		35,600	
				7,408			0
				（県）地域医療介護総合確保基金補助金		7,408	
							10,523
							3,372
							10,976
7 医療費給付費	2,366,108	887	2,366,995				887
							887
9 重層的支援体制整備事業費	546,512	2,018	548,530				2,018
							1,277

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		03地域生活支援給付事業費	1,416
		19 扶助費	1,416
		訪問入浴支援給付費	1,416
12 委託料	368		
18 負担金補助及び交付金	51,968	10老人福祉一般経費	52,336
		01老人福祉一般経費	368
19 扶助費	10,523	12 委託料	368
27 繰出金	14,348	移転業務委託料	368
		04特別養護老人ホーム等建設補助事業費	44,560
		18 負担金補助及び交付金	44,560
		特別養護老人ホーム施設整備補助金	44,560
		21地域医療介護総合確保基金補助事業費	7,408
		18 負担金補助及び交付金	7,408
		施設開設準備経費補助金	1,008
		介護保険施設整備事業補助金	6,400
		11老人福祉措置費	10,523
		01養護老人ホーム措置事業費	10,523
		19 扶助費	10,523
		養護老人ホーム施設措置費	10,523
		12介護保険関係事業費	3,372
		01介護保険特別会計繰出金	3,372
		27 繰出金	3,372
		介護保険特別会計繰出金	3,372
		17介護老人保健施設事業特別会計繰出金	10,976
		01介護老人保健施設事業特別会計繰出金	10,976
		27 繰出金	10,976
		介護老人保健施設事業特別会計繰出金	10,976
27 繰出金	887		
		17後期高齢者医療関係一般経費	887
		02後期高齢者医療特別会計繰出金	887
		27 繰出金	887
		後期高齢者医療特別会計繰出金	887
2 給料	720		
3 職員手当等	473	01人件費	1,277
4 共済費	84	01人件費	1,277
22 償還金利子及び割引料	741	2 給料	720
		一般職給	720
		3 職員手当等	473
		時間外勤務手当	37
		期末手当	231
		勤勉手当	205
		4 共済費	84
		市町村共済負担金	84

（款）　3 民生費
　（項）　1 社会福祉費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 重層的支援体制整備事業費							741
2 児童福祉費	9,367,125	173,558	9,540,683	58,157	53,400	481	61,520
1 児童福祉総務費	147,298	3,802	151,100				3,802
							3,802
3 ひとり親家庭福祉費	385,954	660	386,614	440			220
				440			220
				（国）社会保障・税番号制度に係る情報連携体制等整備事業費補助金		440	
4 児童発達支援センター費	227,866	63,454	291,320		53,400	96	9,958
							3,958
						96	0
				（寄）療育事業寄附金		96	
					53,400		6,000
				（市）地域活性化事業債		53,400	
6 公立認定こども園費	1,604,856	20,100	1,624,956			385	19,715
							19,715

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		11包括的相談支援事業費 741 01生活困窮者自立支援事業費 741 22 償還金利子及び割引料 741 過年度国庫支出金精算返還金 741
2 給料	2,200	
3 職員手当等	1,362	01人件費 3,802
4 共済費	240	01人件費 3,802 2 給料 2,200 一般職給 2,200 3 職員手当等 1,362 時間外勤務手当 148 期末手当 646 勤勉手当 568 4 共済費 240 市町村共済負担金 240
12 委託料	660	10ひとり親家庭福祉一般経費 660 01ひとり親家庭福祉一般経費 660 12 委託料 660 システム改修業務委託料 660
2 給料	2,296	
3 職員手当等	1,418	01人件費 3,958
4 共済費	244	01人件費 3,958
10 需用費	96	2 給料 2,296
12 委託料	59,400	一般職給 2,296 3 職員手当等 1,418 時間外勤務手当 179 期末手当 657 勤勉手当 582 4 共済費 244 市町村共済負担金 244 11児童発達支援センター事業費 96 01児童発達支援センター事業費 96 10 需用費 96 消耗品費 96 15児童発達支援センター整備事業費 59,400 01児童発達支援センター整備事業費 59,400 12 委託料 59,400 実施設計業務等委託料 59,400
2 給料	11,598	
3 職員手当等	6,941	01人件費 19,715
4 共済費	1,176	01認定こども園人件費 19,715
10 需用費	385	2 給料 11,598
		一般職給 11,598

（款）　3 民生費
（項）　2 児童福祉費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 公立認定こども園費							
						385	0
				（寄）公立認定こども園寄附金		385	
8 地域子育て支援費	122,207	2,745	124,952				2,745
							2,745
9 障害児支援費	484,738	82,797	567,535	57,717			25,080
				57,717			25,080
				（国）障害児入所給付費等負担金		38,478	
				（県）障害児通所給付費等負担金		19,239	
3 生活保護費	1,067,309	6,060	1,073,369				6,060
1 生活保護費	839,750	5,531	845,281				5,531
							1,025
							4,506
2 福祉企業センター費	227,559	529	228,088				529

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		3 職員手当等	6,941
		時間外勤務手当	837
		期末手当	3,241
		勤勉手当	2,863
		4 共済費	1,176
		市町村共済負担金	1,176
		11認定こども園保育費	385
		01認定こども園保育費	385
		10 需用費	385
		消耗品費	385
2 給料	1,590		
3 職員手当等	981	01人件費	2,745
4 共済費	174	01人件費	2,745
		2 給料	1,590
		一般職給	1,590
		3 職員手当等	981
		時間外勤務手当	78
		期末手当	482
		勤勉手当	421
		4 共済費	174
		市町村共済負担金	174
19 扶助費	76,956		
22 償還金利子及び割引料	5,841	10障害児支援費	82,797
		01障害児通所支援費	82,797
		19 扶助費	76,956
		児童発達支援給付費	1,691
		放課後等デイサービス給付費	69,524
		障害児相談支援給付費	5,741
		22 償還金利子及び割引料	5,841
		過年度国庫支出金精算返還金	5,841
2 給料	575		
3 職員手当等	394	01人件費	1,025
4 共済費	56	01人件費	1,025
22 償還金利子及び割引料	4,506	2 給料	575
		一般職給	575
		3 職員手当等	394
		時間外勤務手当	104
		期末手当	153
		勤勉手当	137
		4 共済費	56
		市町村共済負担金	56
		11生活保護措置費	4,506
		01生活保護措置費	4,506
		22 償還金利子及び割引料	4,506
		過年度国庫支出金精算返還金	4,506
2 給料	274		
3 職員手当等	223	10今宮福祉企業センター人件費	266

（款）　3 民生費
（項）　3 生活保護費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 福祉企業センター費							266
							263
4 衛生費	6,355,585	21,227	6,376,812			536	20,691
1 保健衛生費	5,048,297	21,227	5,069,524			536	20,691
1 保健衛生総務費	3,077,847	20,691	3,098,538				20,691
							7,152
							10,344
							3,195
2 母子保健事業費	394,228	174	394,402			174	0

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	32	01今宮福祉企業センター人件費	266
		2 給料	141
		一般職給	141
		3 職員手当等	108
		時間外勤務手当	23
		期末手当	45
		勤勉手当	40
		4 共済費	17
		市町村共済負担金	17
		14鼎福祉企業センター人件費	263
		01鼎福祉企業センター人件費	263
		2 給料	133
		一般職給	133
		3 職員手当等	115
		時間外勤務手当	38
		期末手当	41
		勤勉手当	36
		4 共済費	15
		市町村共済負担金	15
2 給料	10,325		
3 職員手当等	6,157	01人件費	17,496
4 共済費	1,014	01人件費	7,152
27 繰出金	3,195	2 給料	3,991
		一般職給	3,991
		3 職員手当等	2,753
		時間外勤務手当	553
		期末手当	1,156
		勤勉手当	1,044
		4 共済費	408
		市町村共済負担金	408
		02保健施設人件費	10,344
		2 給料	6,334
		一般職給	6,334
		3 職員手当等	3,404
		時間外勤務手当	272
		期末手当	1,657
		勤勉手当	1,475
		4 共済費	606
		市町村共済負担金	606
		19国民健康保険特別会計繰出金	3,195
		01国民健康保険特別会計繰出金	3,195
		27 繰出金	3,195
		事業勘定繰出金	3,195
10 需用費	174		
		11乳幼児保健事業費	174

（款）　4 衛生費
　（項）　1 保健衛生費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 母子保健事業費						174	0
				（寄）保健衛生費寄附金		174	
3 成人保健事業費	282,539	362	282,901			362	0
						362	0
				（寄）保健衛生費寄附金		362	
5 労働費	211,607	1,990	213,597				1,990
1 労働諸費	211,607	1,990	213,597				1,990
1 労働諸費	169,136	1,099	170,235				1,099
							1,099
2 労働福祉施設費	42,471	891	43,362				891
							891
6 農林水産業費	1,765,496	23,624	1,789,120				23,624
1 農業費	970,222	21,190	991,412				21,190
2 農業総務費	197,155	5,075	202,230				5,075
							5,075
7 農地費	351,311	15,884	367,195				15,884
							924

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		01乳幼児保健事業費	174
		10 需用費	174
		消耗品費	174
17 備品購入費	362		
		11市民の健康づくり事業費	362
		11青壮年期における健康づくり事業費	362
		17 備品購入費	362
		事業用備品購入費	362
2 給料	724		
3 職員手当等	324	01人件費	1,099
4 共済費	51	01人件費	1,099
		2 給料	724
		一般職給	724
		3 職員手当等	324
		時間外勤務手当	62
		期末手当	143
		勤勉手当	119
		4 共済費	51
		市町村共済負担金	51
10 需用費	891		
		10勤労者福祉センター管理費	891
		01勤労者福祉センター管理費	891
		10 需用費	891
		修繕料	891
2 給料	2,863		
3 職員手当等	1,904	01人件費	5,075
4 共済費	308	01人件費	5,075
		2 給料	2,863
		一般職給	2,863
		3 職員手当等	1,904
		時間外勤務手当	312
		期末手当	835
		勤勉手当	757
		4 共済費	308
		市町村共済負担金	308
2 給料	504		
3 職員手当等	367	01人件費	924
4 共済費	53	01人件費	924
14 工事請負費	14,960	2 給料	504
		一般職給	504
		3 職員手当等	367
		時間外勤務手当	95
		期末手当	148
		勤勉手当	124
		4 共済費	53
		市町村共済負担金	53

（款）　6 農林水産業費
（項）　1 農業費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 農地費							14,960
9 国土調査事業費	41,921	231	42,152				231
							231
2 林業費	795,274	2,434	797,708				2,434
1 林業総務費	86,018	2,434	88,452				2,434
							2,434
7 商工費	3,741,610	△11,065	3,730,545		△14,000		2,935
1 商工費	3,741,610	△11,065	3,730,545		△14,000		2,935
1 商工総務費	297,980	7,380	305,360				7,380
							7,111
							269
5 工業振興費	1,404,167	△18,700	1,385,467		△14,000		△4,700
					△14,000		△4,700
				（市）一般単独事業債		△14,000	

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		18市単土地改良事業費	14,960
		02農業施設維持補修事業費	14,960
		14 工事請負費	14,960
		道水路補修工事費	14,960
2 給料	130		
3 職員手当等	85	01人件費	231
4 共済費	16	01人件費	231
		2 給料	130
		一般職給	130
		3 職員手当等	85
		時間外勤務手当	6
		期末手当	42
		勤勉手当	37
		4 共済費	16
		市町村共済負担金	16
2 給料	1,333		
3 職員手当等	951	01人件費	2,434
4 共済費	150	01人件費	2,434
		2 給料	1,333
		一般職給	1,333
		3 職員手当等	951
		時間外勤務手当	175
		期末手当	412
		勤勉手当	364
		4 共済費	150
		市町村共済負担金	150
2 給料	3,913		
3 職員手当等	2,784	01人件費	7,111
4 共済費	414	01人件費	7,111
27 繰出金	269	2 給料	3,913
		一般職給	3,913
		3 職員手当等	2,784
		時間外勤務手当	645
		期末手当	1,141
		勤勉手当	998
		4 共済費	414
		市町村共済負担金	414
		11地方卸売市場事業特別会計繰出金	269
		01地方卸売市場事業特別会計繰出金	269
		27 繰出金	269
		地方卸売市場事業特別会計繰出金	269
14 工事請負費	△18,700		
		12企業立地費	△18,700
		05産業団地管理事業費	△18,700
		14 工事請負費	△18,700

（款）　7 商工費
　（項）　1 商工費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 工業振興費							
6 まちづくり推進費	32,249	255	32,504				255
							255
8 土木費	5,860,154	15,837	5,875,991				15,837
1 土木管理費	196,764	5,551	202,315				5,551
1 土木総務費	196,764	5,551	202,315				5,551
							5,551
2 道路橋りょう費	3,121,340	6,103	3,127,443				6,103
1 道路橋りょう総務費	152,747	3,610	156,357				3,610
							3,610
3 道路新設改良費	1,824,995	2,493	1,827,488				2,493
							2,493
3 河川費	190,462	826	191,288				826
3 河川改修費	132,430	826	133,256				826
							826

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		産業団地整備工事費	△18,700
27 繰出金	255		
		19駐車場事業特別会計繰出金	255
		01駐車場事業特別会計繰出金	255
		27 繰出金	255
		駐車場事業特別会計繰出金	255
2 給料	3,264		
3 職員手当等	1,940	01人件費	5,551
4 共済費	347	01人件費	5,551
		2 給料	3,264
		一般職給	3,264
		3 職員手当等	1,940
		時間外勤務手当	149
		期末手当	941
		勤勉手当	850
		4 共済費	347
		市町村共済負担金	347
2 給料	2,021		
3 職員手当等	1,365	01人件費	3,610
4 共済費	224	01人件費	3,610
		2 給料	2,021
		一般職給	2,021
		3 職員手当等	1,365
		時間外勤務手当	210
		期末手当	615
		勤勉手当	540
		4 共済費	224
		市町村共済負担金	224
2 給料	1,406		
3 職員手当等	934	01人件費	2,493
4 共済費	153	01人件費	2,493
		2 給料	1,406
		一般職給	1,406
		3 職員手当等	934
		時間外勤務手当	145
		期末手当	419
		勤勉手当	370
		4 共済費	153
		市町村共済負担金	153
2 給料	456		
3 職員手当等	333	01人件費	826
4 共済費	37	01人件費	826
		2 給料	456
		一般職給	456
		3 職員手当等	333
		時間外勤務手当	142

（款）　8 土木費
　（項）　3 河川費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 河川改修費							
4 都市計画費	1,946,098	665	1,946,763				665
5 公園費	272,207	665	272,872				665
							665
5 住宅費	405,490	2,692	408,182				2,692
1 住宅管理費	131,338	1,004	132,342				1,004
							1,004
2 建築指導費	35,205	1,069	36,274				1,069
							1,069
3 住宅建設費	238,947	619	239,566				619
							619

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		期末手当	101
		勤勉手当	90
		4 共済費	37
		市町村共済負担金	37
2 給料	369		
3 職員手当等	257	01人件費	665
4 共済費	39	01人件費	665
		2 給料	369
		一般職給	369
		3 職員手当等	257
		時間外勤務手当	56
		期末手当	106
		勤勉手当	95
		4 共済費	39
		市町村共済負担金	39
2 給料	568		
3 職員手当等	369	01人件費	1,004
4 共済費	67	01人件費	1,004
		2 給料	568
		一般職給	568
		3 職員手当等	369
		時間外勤務手当	24
		期末手当	183
		勤勉手当	162
		4 共済費	67
		市町村共済負担金	67
2 給料	607		
3 職員手当等	399	01人件費	1,069
4 共済費	63	01人件費	1,069
		2 給料	607
		一般職給	607
		3 職員手当等	399
		時間外勤務手当	73
		期末手当	173
		勤勉手当	153
		4 共済費	63
		市町村共済負担金	63
2 給料	369		
3 職員手当等	215	01人件費	619
4 共済費	35	01人件費	619
		2 給料	369
		一般職給	369
		3 職員手当等	215
		時間外勤務手当	33
		期末手当	99
		勤勉手当	83
		4 共済費	35
		市町村共済負担金	35

（款） 10 教育費
（項） 1 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	6,199,664	79,512	6,279,176		26,900	2,340	50,272
1 教育総務費	666,185	13,894	680,079				13,894
2 事務局費	592,792	12,151	604,943				12,151
							12,151
4 教育政策費	61,367	1,743	63,110				1,743
							1,743
2 小学校費	1,108,017	29,140	1,137,157		25,400		3,740
1 小学校管理費	433,098	870	433,968				870
							839
							31
3 小学校建設費	82,895	28,270	111,165		25,400		2,870
					25,400		2,870
				（市）公共施設等適正管理推進事業債	25,400		
3 中学校費	807,129	1,362	808,491				1,362
1 中学校管理費	289,083	1,362	290,445				1,362
							1,362

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	6,768		
3 職員手当等	4,639	01人件費	12,151
4 共済費	744	01人件費	12,151
		2 給料	6,768
		一般職給	6,768
		3 職員手当等	4,639
		時間外勤務手当	766
		期末手当	2,000
		期末手当（特別職）	71
		勤勉手当	1,802
		4 共済費	744
		市町村共済負担金	740
		市町村共済負担金（特別職）	4
12 委託料	1,743		
		11学校再編費	1,743
		01学校再編費	1,743
		12 委託料	1,743
		廃棄物等処理業務委託料	1,743
2 給料	503		
3 職員手当等	283	01人件費	839
4 共済費	53	01人件費	839
11 役務費	31	2 給料	503
		一般職給	503
		3 職員手当等	283
		時間外勤務手当	13
		期末手当	142
		勤勉手当	128
		4 共済費	53
		市町村共済負担金	53
		12小学校施設管理費	31
		01小学校施設管理費	31
		11 役務費	31
		手数料	31
14 工事請負費	28,270		
		11小学校建設事業費	28,270
		03小学校施設大規模改修事業費	28,270
		14 工事請負費	28,270
		小学校大規模改修工事費	28,270
2 給料	780		
3 職員手当等	495	01人件費	1,362
4 共済費	87	01人件費	1,362
		2 給料	780
		一般職給	780
		3 職員手当等	495
		時間外勤務手当	48

（款） 10 教育費
（項） 3 中学校費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 中学校管理費							
5 社会教育費	2,120,069	18,696	2,138,765		1,500	2,240	14,956
3 文化財保護費	161,514	2,240	163,754			2,240	0
						821	0
				（諸）埋蔵文化財調査受託事業収入		821	
						500	0
				（寄）文化財保護寄附金		500	
						919	0
				（諸）埋蔵文化財調査受託事業収入		919	
4 公民館費	512,598	5,971	518,569				5,971
							5,971
5 図書館費	314,029	3,107	317,136				3,107
							3,107

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		期末手当	236
		勤勉手当	211
		4 共済費	87
		市町村共済負担金	87
1 報酬	801		
8 旅費	20	01人件費	821
10 需用費	629	03会計年度任用職員人件費	821
11 役務費	6	1 報酬	801
12 委託料	160	報酬（パートタイム）	801
13 使用料及び賃借料	487	8 旅費	20
14 工事請負費	137	費用弁償（パートタイム）	20
		10文化財保護費	500
		01文化財管理事業費	500
		10 需用費	500
		修繕料	500
		13埋蔵文化財調査事業費（受託）	919
		03埋蔵文化財調査事業費（その他）	919
		10 需用費	129
		消耗品費	121
		燃料費	8
		11 役務費	6
		手数料	6
		12 委託料	160
		測量調査等業務委託料	160
		13 使用料及び賃借料	487
		事業用機材等借上料	487
		14 工事請負費	137
		安全対策工事費	137
2 給料	3,148		
3 職員手当等	2,496	01人件費	5,971
4 共済費	327	01人件費	5,971
		2 給料	3,148
		一般職給	3,148
		3 職員手当等	2,496
		時間外勤務手当	778
		期末手当	913
		勤勉手当	805
		4 共済費	327
		市町村共済負担金	327
2 給料	1,802		
3 職員手当等	1,121	01人件費	3,107
4 共済費	184	01人件費	3,107
		2 給料	1,802
		一般職給	1,802
		3 職員手当等	1,121
		時間外勤務手当	169
		期末手当	514

（款） 10 教育費
（項） 5 社会教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 図書館費							
6 美術博物館費	353,212	2,196	355,408				2,196
							2,196
7 文化会館費	682,890	4,231	687,121		1,500		2,731
							2,559
					1,500		172
				（市）公共施設等適正管理推進事業債		1,500	
8 歴史研究所費	80,281	951	81,232				951
							951
6 保健体育費	1,498,264	16,420	1,514,684			100	16,320
1 保健体育総務費	61,894	100	61,994			100	0
						100	0
				（寄）スポーツ振興寄附金		100	
4 学校給食費	902,324	16,320	918,644				16,320
							1,910

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
		勤勉手当	438
		4 共済費	184
		市町村共済負担金	184
2 給料	1,214		
3 職員手当等	844	01人件費	2,196
4 共済費	138	01人件費	2,196
		2 給料	1,214
		一般職給	1,214
		3 職員手当等	844
		時間外勤務手当	133
		期末手当	379
		勤勉手当	332
		4 共済費	138
		市町村共済負担金	138
2 給料	1,339		
3 職員手当等	1,071	01人件費	2,559
4 共済費	149	01人件費	2,559
14 工事請負費	1,672	2 給料	1,339
		一般職給	1,339
		3 職員手当等	1,071
		時間外勤務手当	298
		期末手当	411
		勤勉手当	362
		4 共済費	149
		市町村共済負担金	149
		10文化会館管理費	1,672
		03文化会館施設整備事業費	1,672
		14 工事請負費	1,672
		施設改修工事費	1,672
2 給料	558		
3 職員手当等	332	01人件費	951
4 共済費	61	01人件費	951
		2 給料	558
		一般職給	558
		3 職員手当等	332
		時間外勤務手当	20
		期末手当	236
		勤勉手当	76
		4 共済費	61
		市町村共済負担金	61
10 需用費	100		
		11スポーツ事業費	100
		01スポーツ事業費	100
		10 需用費	100
		消耗品費	100
2 給料	1,125		
3 職員手当等	668	01人件費	1,910
4 共済費	117	01人件費	1,910

（款） 10 教育費
（項） 6 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 学校給食費							14,410
歳出合計	56,308,807	785,166	57,093,973	254,139	101,900	54,736	374,391

（単位：千円）

節		説明	
区　　分	金　額		
10 需用費	4,435	2 給料	1,125
17 備品購入費	9,975	一般職給	1,125
		3 職員手当等	668
		時間外勤務手当	67
		期末手当	317
		勤勉手当	284
		4 共済費	117
		市町村共済負担金	117
		10学校給食一般経費	14,410
		03施設改修費	14,410
		10 需用費	4,435
		修繕料	4,435
		17 備品購入費	9,975
		自動車購入費	9,975

附表１

補正予算給与費明細書

１　特　別　職

（１）総　括　　（単位：千円）

区　　分		給　与　費		共済費	合　計
		期末手当	計		
補正後	長　等	11,701	39,949	7,218	47,167
	議　員	48,809	162,593	28,363	190,956
	計	60,510	245,194	35,581	280,775
補正前	長　等	11,453	39,701	7,204	46,905
	議　員	47,434	161,218	28,363	189,581
	計	58,887	243,571	35,567	279,138
比較	長　等	248	248	14	262
	議　員	1,375	1,375		1,375
	計	1,623	1,623	14	1,637

（２）特別職報酬等

区　　分	期末手当
補正後	3.55月分
補正前	3.50月分

2　一　般　職

（1）総　括

ア　常勤の職員　　（単位：千円）

区　分	給与費			共済費	合　計
	給　料	職員手当	計		
補正後	3,182,097	2,300,795	5,482,892	1,039,577	6,522,469
補正前	3,078,560	2,234,003	5,312,563	1,028,719	6,341,282
比　較	103,537	66,792	170,329	10,858	181,187

職員手当の内訳	区　分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	341,479	745,083	629,868
	補正前	330,863	715,228	603,547
	比　較	10,616	29,855	26,321

イ　アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　明	備　考
給料	103,537	給与改定に伴う増加分	103,537	令和８年人事院勧告による改定（平均改定率3.3%）	実質改定率　3.34　%
職員手当	66,792	給与改定に伴う増加分	66,792	令和８年人事院勧告による改定 時間外勤務手当　10,616 期末手当　29,855 勤勉手当　26,321	 給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.2625→1.2875） 給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.0625→1.0875）

ウ　会計年度任用職員　　（単位：千円）

区　分	給与費		合　計
	報酬	計	
補正後	1,563,933	2,493,302	2,897,612
補正前	1,563,132	2,492,501	2,896,811
比　較	801	801	801

（2）常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ　期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　分	支給期別支給率（月分）	支給率計	備　考
	12月		
補正後	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当
補正前	2.325(1.225)	4.650(2.450)	左のうち2.125月分は勤勉手当
国の制度	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当

附表２

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの又は支出額の見込み及び令和８年度以降

事項		限度額	令和８年度以降の支出予定額	
			期間	金額
補正前	県議会議員選挙ポスター掲示場設置撤去業務委託	千円 0	年度	千円 0
補正後		4,235	８～９	4,235
補正前	飯田文化会館長寿命化事業	0		0
補正後		549,670	８～９	549,670

についての令和７年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書補正

左の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
4,235	0	0	0
0	0	0	0
0	494,700	54,900	70

附表３

地方債の令和６年度末における現在高
令和８年度末における現在高の見込み

区分	令和８年度中増減見込み				
	令和８年度中起債見込額				
	繰越明許分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
１．普通債	3,805,000	4,668,900	101,900	4,770,800	8,575,800
(2) 民生		574,000	89,000	663,000	663,000
(6) 商工		258,800	△ 14,000	244,800	244,800
(10) 教育	2,691,900	1,062,200	26,900	1,089,100	3,781,000
合計	3,913,600	4,838,900	101,900	4,940,800	8,854,400

並びに令和７年度末及び
に関する調書補正

令和８年度末現在高見込額		
補正前の額	補　正　額	補正後の額
千円	千円	千円
30,204,146	101,900	30,306,046
2,034,624	89,000	2,123,624
1,603,397	△ 14,000	1,589,397
9,223,671	26,900	9,250,571
44,211,053	101,900	44,312,953

議案第156号

令和８年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）案

令和８年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,272,142千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,110千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正
事業勘定
歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		0	6,268	6,268
	2 国庫補助金	0	6,268	6,268
3 県支出金		5,878,060	△667	5,877,393
	1 県負担金・補助金	5,878,060	△667	5,877,393
5 繰入金		602,667	△2,406	600,261
	1 他会計繰入金	548,098	3,195	551,293
	2 基金繰入金	54,569	△5,601	48,968
歳入合計		8,268,947	3,195	8,272,142

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		166,620	3,195	169,815
	1 総務管理費	149,139	3,195	152,334
2 保険給付費		5,816,890	0	5,816,890
	4 出産育児諸費	24,000	△2,000	22,000
	6 結核精神諸費	16,433	2,000	18,433
3 国民健康保険事業費納付金		2,158,233	0	2,158,233
	1 医療給付費分	1,333,281	0	1,333,281
歳出合計		8,268,947	3,195	8,272,142

第１表　歳入歳出予算補正
直営診療施設勘定
歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		10	810	820
	1 繰越金	10	810	820
歳入	合計	46,300	810	47,110

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		35,337	810	36,147
	1 施設管理費	35,337	810	36,147
歳　出	合　計	46,300	810	47,110

歳入歳出補正予算事項別明細書

事業勘定

１　総括

（歳入）

（単位　：　千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	0	6,268	6,268
3 県支出金	5,878,060	△667	5,877,393
5 繰入金	602,667	△2,406	600,261
歳入合計	8,268,947	3,195	8,272,142

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	166,620	3,195	169,815
2 保険給付費	5,816,890	0	5,816,890
3 国民健康保険事業費納付金	2,158,233	0	2,158,233
歳出合計	8,268,947	3,195	8,272,142

（単位 ： 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		3,195	0
△667			667
		△5,601	5,601
△667		△2,406	6,268

事業勘定

２ 歳入

（款） ２ 国庫支出金
（項） ２ 国庫補助金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	0	6,268	6,268
2 国庫補助金	0	6,268	6,268
2 制度関係業務準備事業費補助金	0	108	108
8 子ども・子育て支援事業費補助金	0	6,160	6,160
3 県支出金	5,878,060	△ 667	5,877,393
1 県負担金・補助金	5,878,060	△ 667	5,877,393
1 保険給付費等交付金	5,878,060	△ 667	5,877,393
5 繰入金	602,667	△ 2,406	600,261
1 他会計繰入金	548,098	3,195	551,293
1 一般会計繰入金	548,098	3,195	551,293
2 基金繰入金	54,569	△ 5,601	48,968
1 国民健康保険事業基金繰入金	54,569	△ 5,601	48,968
歳　　入　　合　　計	8,268,947	3,195	8,272,142

（単位 ： 千円）

節		説明	
区分	金額		
1 制度関係業務準備事業費補助金	108	制度関係業務準備事業費補助金	108
1 子ども・子育て支援事業費補助金	6,160	子ども・子育て支援事業費補助金	6,160
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	△ 667	保険給付費等交付金（特別交付金）	△ 667
2 職員給与費等繰入金	3,195	職員給与費等繰入金	3,195
1 国民健康保険事業基金繰入金	△ 5,601	国民健康保険事業基金繰入金	△ 5,601

事業勘定

3 歳出

（款） 1 総務費

（項） 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	166,620	3,195	169,815			3,195	0
1 総務管理費	149,139	3,195	152,334			3,195	0
1 一般管理費	145,847	3,195	149,042			3,195	0
						2,645	0
				（繰）職員給与費等繰入金		2,645	
						550	0
				（繰）職員給与費等繰入金		550	
2 保険給付費	5,816,890	0	5,816,890	△667			667
4 出産育児諸費	24,000	△2,000	22,000	△667			△1,333
1 出産育児一時金	24,000	△2,000	22,000	△667			△1,333
				△667			△1,333
				（県）保険給付費等交付金（特別交付金）		△667	
6 結核精神諸費	16,433	2,000	18,433				2,000
1 結核精神給付金	16,433	2,000	18,433				2,000
							2,000
3 国民健康保険事業費納付金	2,158,233	0	2,158,233			△5,601	5,601
1 医療給付費分	1,333,281	0	1,333,281			△5,601	5,601
1 医療給付費分	1,333,281	0	1,333,281			△5,601	5,601
						△5,601	5,601
				（繰）国民健康保険事業基金繰入金		△5,601	
歳 出 合 計	8,268,947	3,195	8,272,142	△667		△2,406	6,268

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
2 給料	1,527	
3 職員手当等	965	01人件費 2,645
4 共済費	153	01人件費 2,645
12 委託料	550	2 給料 1,527
		一般職給 1,527
		3 職員手当等 965
		時間外勤務手当 154
		期末手当 429
		勤勉手当 382
		4 共済費 153
		市町村共済負担金 153
		10一般管理費 550
		01一般管理費 550
		12 委託料 550
		電算処理・保守業務等委託料 550
18 負担金補助及び交付金	△2,000	
		10出産育児一時金 △2,000
		01出産育児一時金 △2,000
		18 負担金補助及び交付金 △2,000
		出産育児一時金 △2,000
18 負担金補助及び交付金	2,000	
		10結核精神給付金 2,000
		01結核精神給付金 2,000
		18 負担金補助及び交付金 2,000
		結核精神給付金 2,000
		10医療給付費分
		01医療給付費分
		財源内訳補正

歳入歳出補正予算事項別明細書

直営診療施設勘定

１　総括

（歳入）　　（単位　：　千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	10	810	820
歳入合計	46,300	810	47,110

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	35,337	810	36,147
歳出合計	46,300	810	47,110

（単位 ： 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			810
			810

直営診療施設勘定

２ 歳入

（款） 2 繰越金

（項） 1 繰越金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	10	810	820
1 繰越金	10	810	820
1 繰越金	10	810	820
歳　　入　　合　　計	46,300	810	47,110

（単位 ： 千円）

節		説明
区分	金額	
1 純繰越金	810	純繰越金 810

直営診療施設勘定
3 歳出

（款） 1 総務費
（項） 1 施設管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	35,337	810	36,147				810
1 施設管理費	35,337	810	36,147				810
1 一般管理費	35,337	810	36,147				810
							810
歳出合計	46,300	810	47,110				810

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
17 備品購入費	810	10一般管理費　810 01一般管理費　810 17 備品購入費　810 事業用備品購入費　810

附表

補正予算給与費明細書

1　一　般　職

（1）総　括

ア　常勤の職員　　（単位：千円）

区　分	給与費			共済費	合　計
	給　料	職員手当	計		
補正後	47,008	26,826	73,834	16,062	89,896
補正前	45,481	25,861	71,342	15,909	87,251
比　較	1,527	965	2,492	153	2,645

職員手当の内訳	区　分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	4,554	10,984	9,267
	補正前	4,400	10,555	8,885
	比　較	154	429	382

イ　アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　明	備　考
給料	1,527	給与改定に伴う増加分	1,527	令和８年人事院勧告による改定（平均改定率3.3%）	実質改定率　3.48　%
職員手当	965	給与改定に伴う増加分	965	令和８年人事院勧告による改定	
				時間外勤務手当　154	給与改定によるはね返り分
				期末手当　429	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.2625→1.2875）
				勤勉手当　382	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.0625→1.0875）

（2）常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ　期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　分	支給期別支給率（月分）	支給率計	備　考
	12月		
補正後	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当
補正前	2.325(1.225)	4.650(2.450)	左のうち2.125月分は勤勉手当
国の制度	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当

議案第157号

令和８年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案

令和８年度飯田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,978,087千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		384,306	887	385,193
	1 一般会計繰入金	384,306	887	385,193
歳　入　合　計		1,977,200	887	1,978,087

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		38,006	887	38,893
	1 総務管理費	25,026	887	25,913
歳出合計		1,977,200	887	1,978,087

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総括

（歳入）　　（単位　：　千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	384,306	887	385,193
歳入合計	1,977,200	887	1,978,087

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	38,006	887	38,893
歳出合計	1,977,200	887	1,978,087

（単位 ： 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		887	0
		887	0

2 歳入

（款） 4 繰入金
（項） 1 一般会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	384,306	887	385,193
1 一般会計繰入金	384,306	887	385,193
1 事務費繰入金	37,160	887	38,047
歳　　入　　合　　計	1,977,200	887	1,978,087

（単位 ： 千円）

節		説明
区分	金額	
1 事務費繰入金	887	事務費繰入金 887

3 歳出

(款)　1 総務費
　(項)　1 総務管理費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	38,006	887	38,893			887	0
1 総務管理費	25,026	887	25,913			887	0
1 総務管理費	25,026	887	25,913			887	0
						887	0
				(繰) 事務費繰入金		887	
歳出合計	1,977,200	887	1,978,087			887	0

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	512		
3 職員手当等	318	01人件費	887
4 共済費	57	01人件費	887
		2 給料	512
		一般職給	512
		3 職員手当等	318
		時間外勤務手当	27
		期末手当	154
		勤勉手当	137
		4 共済費	57
		市町村共済負担金	57

附表

補正予算給与費明細書

1　一　般　職

（1）総　括

ア　常勤の職員　　（単位：千円）

区　分	給与費			共済費	合　計
	給　料	職員手当	計		
補正後	10,061	5,054	15,115	2,750	17,865
補正前	9,549	4,736	14,285	2,693	16,978
比　較	512	318	830	57	887

職員手当の内訳	区　分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	827	2,228	1,924
	補正前	800	2,074	1,787
	比　較	27	154	137

イ　アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　明	備　考
給料	512	給与改定に伴う増加分	512	令和８年人事院勧告による改定（平均改定率3.3%）	実質改定率　3.31　%
職員手当	318	給与改定に伴う増加分	318	令和８年人事院勧告による改定 時間外勤務手当　27 期末手当　154 勤勉手当　137	 給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.2625→1.2875） 給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.0625→1.0875）

（2）常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ　期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　分	支給期別支給率（月分）	支給率計	備　考
	12月		
補正後	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当
補正前	2.325(1.225)	4.650(2.450)	左のうち2.125月分は勤勉手当
国の制度	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当

議案第158号

令和８年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第２号）案

令和８年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,372千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,012,934千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,921,422	3,372	1,924,794
	1 一般会計繰入金	1,762,178	3,372	1,765,550
歳入合計		12,009,562	3,372	12,012,934

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		259,514	3,372	262,886
	1 総務管理費	141,888	3,372	145,260
歳出合計		12,009,562	3,372	12,012,934

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総括

（歳入）　　（単位 ： 千円）

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	1,921,422	3,372	1,924,794
歳入合計	12,009,562	3,372	12,012,934

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	259,514	3,372	262,886
歳出合計	12,009,562	3,372	12,012,934

（単位 ： 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		3,372	0
		3,372	0

2 歳入

（款） 7 繰入金
（項） 1 一般会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	1,921,422	3,372	1,924,794
1 一般会計繰入金	1,762,178	3,372	1,765,550
4 その他一般会計繰入金	259,714	3,372	263,086
歳　　入　　合　　計	12,009,562	3,372	12,012,934

（単位 ： 千円）

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	3,372	職員給与費等繰入金 3,372

3 歳出

(款)　1 総務費
　(項)　1 総務管理費

款　項　目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	259,514	3,372	262,886			3,372	0
1 総務管理費	141,888	3,372	145,260			3,372	0
1 一般管理費	141,768	3,372	145,140			3,372	0
						3,372	0
				(繰) 職員給与費等繰入金		3,372	
歳　出　合　計	12,009,562	3,372	12,012,934			3,372	0

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	1,941		
3 職員手当等	1,219	01人件費	3,372
4 共済費	212	01人件費	3,372
		2 給料	1,941
		一般職給	1,941
		3 職員手当等	1,219
		時間外勤務手当	125
		期末手当	579
		勤勉手当	515
		4 共済費	212
		市町村共済負担金	212

附表

補正予算給与費明細書

1　一　般　職

（1）総　括

ア　常勤の職員　　（単位：千円）

区　分	給与費			共済費	合　計
	給　料	職員手当	計		
補正後	58,178	31,173	89,351	17,964	107,315
補正前	56,237	29,954	86,191	17,752	103,943
比　較	1,941	1,219	3,160	212	3,372

職員手当の内訳	区　分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	4,025	13,592	11,536
	補正前	3,900	13,013	11,021
	比　較	125	579	515

イ　アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　明	備　考
給料	1,941	給与改定に伴う増加分	1,941	令和８年人事院勧告による改定（平均改定率3.3%）	実質改定率　3.20　%
職員手当	1,219	給与改定に伴う増加分	1,219	令和８年人事院勧告による改定 時間外勤務手当　125 期末手当　579 勤勉手当　515	 給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.2625→1.2875） 給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.0625→1.0875）

（2）常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ　期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　分	支給期別支給率（月分）	支給率計	備　考
	12月		
補正後	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当
補正前	2.325(1.225)	4.650(2.450)	左のうち2.125月分は勤勉手当
国の制度	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当

議案第159号

令和８年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）案

令和８年度飯田市の地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,069千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		10,237	269	10,506
	1 他会計繰入金	10,237	269	10,506
歳入合計		19,800	269	20,069

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		18,618	269	18,887
	1 卸売市場費	18,618	269	18,887
歳出合計		19,800	269	20,069

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総括

（歳入）　　（単位 ： 千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	10,237	269	10,506
歳入合計	19,800	269	20,069

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費	18,618	269	18,887
歳出合計	19,800	269	20,069

（単位 ： 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		269	0
		269	0

2 歳入

（款） 3 繰入金
（項） 1 他会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	10,237	269	10,506
1 他会計繰入金	10,237	269	10,506
1 一般会計繰入金	10,237	269	10,506
歳　　入　　合　　計	19,800	269	20,069

（単位 ： 千円）

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	269	一般会計繰入金 269

3 歳出

(款)　1 卸売市場費
　(項)　1 卸売市場費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 卸売市場費	18,618	269	18,887			269	0
1 卸売市場費	18,618	269	18,887			269	0
1 総務管理費	18,618	269	18,887			269	0
						269	0
				(繰) 一般会計繰入金		269	
歳出合計	19,800	269	20,069			269	0

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	141		
3 職員手当等	111	01人件費	269
4 共済費	17	01人件費	269
		2 給料	141
		一般職給	141
		3 職員手当等	111
		時間外勤務手当	26
		期末手当	45
		勤勉手当	40
		4 共済費	17
		市町村共済負担金	17

附表

補正予算給与費明細書

1　一　般　職

（1）総　括

ア　常勤の職員　　（単位：千円）

区　分	給与費			共済費	合　計
	給　料	職員手当	計		
補正後	4,569	3,436	8,005	1,641	9,646
補正前	4,428	3,325	7,753	1,624	9,377
比　較	141	111	252	17	269

職員手当の内訳	区　分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	826	1,153	944
	補正前	800	1,108	904
	比　較	26	45	40

イ　アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　明		備　考
給料	141	給与改定に伴う増加分	141	令和８年人事院勧告による改定（平均改定率3.3%）		実質改定率　3.15　%
職員手当	111	給与改定に伴う増加分	111	令和８年人事院勧告による改定		
				時間外勤務手当	26	給与改定によるはね返り分
				期末手当	45	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.2625→1.2875）
				勤勉手当	40	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.0625→1.0875）

（2）常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ　期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　分	支給期別支給率（月分）	支給率計	備　考
	12月		
補正後	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当
補正前	2.325(1.225)	4.650(2.450)	左のうち2.125月分は勤勉手当
国の制度	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当

議案第160号

令和８年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）案

令和８年度飯田市の駐車場事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,755千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		7,066	255	7,321
	2 他会計繰入金	6,066	255	6,321
歳入合計		53,500	255	53,755

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		52,489	255	52,744
	1 総務管理費	52,489	255	52,744
歳出合計		53,500	255	53,755

駐車補4

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総括

（歳入）　　（単位 ： 千円）

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	7,066	255	7,321
歳入合計	53,500	255	53,755

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	52,489	255	52,744
歳出合計	53,500	255	53,755

（単位 ： 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		255	0
		255	0

2 歳入

（款） 5 繰入金
（項） 2 他会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	7,066	255	7,321
2 他会計繰入金	6,066	255	6,321
1 一般会計繰入金	6,066	255	6,321
歳　　入　　合　　計	53,500	255	53,755

（単位 ： 千円）

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	255	一般会計繰入金 255

3 歳出

(款)　1 総務費
　(項)　1 総務管理費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	52,489	255	52,744			255	0
1 総務管理費	52,489	255	52,744			255	0
1 総務管理費	52,489	255	52,744			255	0
						255	0
				(繰) 一般会計繰入金		255	
歳出合計	53,500	255	53,755			255	0

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	135		
3 職員手当等	105	01人件費	255
4 共済費	15	01人件費	255
		2 給料	135
		一般職給	135
		3 職員手当等	105
		時間外勤務手当	28
		期末手当	41
		勤勉手当	36
		4 共済費	15
		市町村共済負担金	15

附表

補正予算給与費明細書

1　一　般　職

（1）総　括

ア　常勤の職員　　（単位：千円）

区　分	給与費			共済費	合　計
	給　料	職員手当	計		
補正後	3,375	2,717	6,092	1,213	7,305
補正前	3,240	2,612	5,852	1,198	7,050
比　較	135	105	240	15	255

職員手当の内訳	区　分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	828	757	622
	補正前	800	716	586
	比　較	28	41	36

イ　アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　明		備　考
給料	135	給与改定に伴う増加分	135	令和８年人事院勧告による改定（平均改定率3.3%）		実質改定率　3.47　%
職員手当	105	給与改定に伴う増加分	105	令和８年人事院勧告による改定		
				時間外勤務手当	28	給与改定によるはね返り分
				期末手当	41	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.2625→1.2875）
				勤勉手当	36	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.0625→1.0875）

（2）常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ　期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　分	支給期別支給率（月分）	支給率計	備　考
	12月		
補正後	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当
補正前	2.325(1.225)	4.650(2.450)	左のうち2.125月分は勤勉手当
国の制度	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当

議案第161号

令和８年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第１号）案

令和８年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ889,077千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		235,481	10,976	246,457
	1 他会計繰入金	235,481	10,976	246,457
4 繰越金		20,525	1,901	22,426
	1 繰越金	20,525	1,901	22,426
9 県支出金		0	2,400	2,400
	2 県補助金	0	2,400	2,400
歳入合計		873,800	15,277	889,077

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護老人保健施設費		872,512	15,277	887,789
	1 介護老人保健施設費	872,512	15,277	887,789
歳出合計		873,800	15,277	889,077

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総括

（歳入）　　（単位 ： 千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	235,481	10,976	246,457
4 繰越金	20,525	1,901	22,426
9 県支出金	0	2,400	2,400
歳入合計	873,800	15,277	889,077

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
1 介護老人保健施設費	872,512	15,277	887,789
歳出合計	873,800	15,277	889,077

（単位 ： 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
2,400		10,976	1,901
2,400		10,976	1,901

2 歳入

（款） 3 繰入金
（項） 1 他会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	235,481	10,976	246,457
1 他会計繰入金	235,481	10,976	246,457
1 一般会計繰入金	235,481	10,976	246,457
4 繰越金	20,525	1,901	22,426
1 繰越金	20,525	1,901	22,426
1 繰越金	20,525	1,901	22,426
9 県支出金	0	2,400	2,400
2 県補助金	0	2,400	2,400
1 老人保健施設費補助金	0	2,400	2,400
歳　　入　　合　　計	873,800	15,277	889,077

（単位 ： 千円）

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	10,976	一般会計繰入金 10,976
1 純繰越金	1,901	純繰越金 1,901
1 老人保健施設費補助金	2,400	介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 2,400

3 歳出

(款)　1 介護老人保健施設費
　(項)　1 介護老人保健施設費

款　項　目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護老人保健施設費	872,512	15,277	887,789	2,400		10,976	1,901
1 介護老人保健施設費	872,512	15,277	887,789	2,400		10,976	1,901
1 介護老人保健施設管理費	787,721	15,277	802,998			10,976	4,301
						10,976	2,400
				(繰) 一般会計繰入金		10,976	
							1,901
2 介護老人保健施設事業費	84,791	0	84,791	2,400			△2,400
				2,400			△2,400
				(県) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金		2,400	
歳　出　合　計	873,800	15,277	889,077	2,400		10,976	1,901

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　額		
2 給料	8,093		
3 職員手当等	4,483	01人件費	13,376
4 共済費	800	01人件費	13,376
17 備品購入費	1,901	2 給料	8,093
		一般職給	8,093
		3 職員手当等	4,483
		時間外勤務手当	347
		期末手当	2,193
		勤勉手当	1,943
		4 共済費	800
		市町村共済負担金	800
		10介護老人保健施設管理費	1,901
		01介護老人保健施設管理費	1,901
		17 備品購入費	1,901
		事業用備品購入費	1,901
		10介護老人保健施設事業費	
		01施設事業費	
		財源内訳補正	

附表

補正予算給与費明細書

1　一　般　職

（1）総　括

ア　常勤の職員　　（単位：千円）

区　分	給与費			共済費	合　計
	給　料	職員手当	計		
補正後	255,434	145,701	401,135	82,914	484,049
補正前	247,341	141,218	388,559	82,114	470,673
比　較	8,093	4,483	12,576	800	13,376

職員手当の内訳	区　分	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	9,947	58,896	49,633
	補正前	9,600	56,703	47,690
	比　較	347	2,193	1,943

イ　アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　明	備　考
給料	8,093	給与改定に伴う増加分	8,093	令和８年人事院勧告による改定（平均改定率3.3%）	実質改定率　3.61　%
職員手当	4,483	給与改定に伴う増加分	4,483	令和８年人事院勧告による改定 時間外勤務手当　347 期末手当　2,193 勤勉手当　1,943	 給与改定によるはね返り分 給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.2625→1.2875） 給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.0625→1.0875）

（2）常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

オ　期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　分	支給期別支給率（月分）	支給率計	備　考
	12月		
補正後	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当
補正前	2.325(1.225)	4.650(2.450)	左のうち2.125月分は勤勉手当
国の制度	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当

議案第162号

令和８年度飯田市病院事業会計補正予算（第２号）案

第１条　令和８年度飯田市病院事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第１款　病院事業費用	16,672,800千円	486,592千円	17,159,392千円
第１項　医業費用	16,509,555千円	475,823千円	16,985,378千円
第３項　特別損失	0円	10,769千円	10,769千円

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第１款　資本的収入	2,035,727千円	72,500千円	2,108,227千円
第１項　企業債	1,682,000千円	72,000千円	1,754,000千円
第３項　寄附金	26,327千円	500千円	26,827千円
	支	出	
第１款　資本的支出	2,751,227千円	72,500千円	2,823,727千円
第１項　建設改良費	1,767,413千円	72,500千円	1,839,913千円

第４条　予算第５条に定めた起債の限度額「1,682,000千円」を「1,754,000千円」に改める。

第５条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（１）職員給与費	9,181,773千円	235,610千円	9,417,383千円

第６条　予算第９条に定めたたな卸資産の購入限度額「2,232,445千円」を「2,394,445千円」に改める。

第７条　予算第10条に定めた重要な資産の取得を次のとおり補正する。

追加

種　類	名　称	数　量
医療機器	手術ナビゲーションシステム	１式

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　健

令和８年度飯田市病院事業会計補正予算（第２号）実施計画

収益的収入及び支出

支　　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
			千円	千円	千円	
１　病院事業費用			16,672,800	486,592	17,159,392	
	１　医業費用		16,509,555	475,823	16,985,378	
		１　給与費	9,252,507	235,610	9,488,117	
		２　材料費	3,935,830	237,000	4,172,830	
		３　経費	2,113,520	3,213	2,116,733	
	３　特別損失		0	10,769	10,769	
		４　過年度損益修正損	0	10,769	10,769	

資本的収入及び支出

収　　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
			千円	千円	千円	
１　資本的収入			2,035,727	72,500	2,108,227	
	１　企業債		1,682,000	72,000	1,754,000	
		１　企業債	1,682,000	72,000	1,754,000	
	３　寄附金		26,327	500	26,827	
		１　寄附金	26,327	500	26,827	

支　　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
			千円	千円	千円	
１　資本的支出			2,751,227	72,500	2,823,727	
	１　建設改良費		1,767,413	72,500	1,839,913	
		１　改良費	232,500	40,000	272,500	
		２　設備費	1,534,913	32,500	1,567,413	

令和８年度飯田市病院事業会計補正予算（第２号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）

区　　分	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
１　業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 964,649	△ 487,132	△ 1,451,781
引当金の増減額	248,742	28,101	276,843
小計	283,755	△ 459,031	△ 175,276
業務活動によるキャッシュ・フロー	259,707	△ 459,031	△ 199,324
２　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 663,413	△ 72,500	△ 735,913
寄附金による収入	26,327	500	26,827
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,636,541	△ 72,000	△ 1,708,541
３　財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債による収入	1,682,000	72,000	1,754,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,025,586	72,000	1,097,586
資金増減額	△ 351,248	△ 459,031	△ 810,279
資金期末残高	3,326,180	△ 459,031	2,867,149

令和８年度飯田市病院事業会計補正予算（第２号）給与費明細書

１　総　括

区　分		給与費			法定福利費	合　計
		給　料	手　当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	3,436,180	3,046,638	6,482,862	1,140,959	7,623,821
	資本勘定支弁職員					
	合　計	3,436,180	3,046,638	6,482,862	1,140,959	7,623,821
補正前	損益勘定支弁職員	3,326,127	2,966,492	6,292,663	1,126,686	7,419,349
	資本勘定支弁職員					
	合　計	3,326,127	2,966,492	6,292,663	1,126,686	7,419,349
比較	損益勘定支弁職員	110,053	80,146	190,199	14,273	204,472
	資本勘定支弁職員					
	合　計	110,053	80,146	190,199	14,273	204,472

手当の内訳	区　分	期末手当	勤勉手当	賞与引当金繰入額
	補正後	540,221	459,445	522,269
	補正前	510,310	433,063	498,416
	比　較	29,911	26,382	23,853

（２）（１）に係る給料及び手当の増減額の明細　　（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説　明	備　考
給料	110,053	給与改定に伴う増加分	110,053	令和８年人事院勧告による改定 110,053 （平均改定率3.3%）	実質改定率3.36%
手当	80,146	給与改定に伴う増加分	80,146	令和８年人事院勧告による改定	
				(10)期末手当　29,911	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ(1.2625→1.2875)
				(11)勤勉手当　26,382	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ(1.0625→1.0875)
				(12)賞与引当金繰入額　23,853	給与改定によるはね返り分及び次年度６月支給割合の引上げ(1.2625→1.275)

（３）会計年度任用職員　　（　）内はパートタイム会計年度任用職員（外数）　　（単位：千円）

区　分		職員数(人)	給与費			法定福利費	合　計
			給　料	手　当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	206（96）	726,968	434,263	1,573,410	220,152	1,793,562
補正前	損益勘定支弁職員	198（96）	707,576	426,556	1,546,311	216,113	1,762,424
比較	損益勘定支弁職員	8（0）	19,392	7,707	27,099	4,039	31,138

手当の内訳	区　分	通勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	6,532	227,607	133,712
	補正前	6,340	223,523	130,281
	比　較	192	4,084	3,431

（４）（３）に係る給料及び手当の増減額の明細　　（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説　　明	備　　考
給料	19,392	人員配置による増	19,392	フルタイム会計年度任用職員分	
手当	7,707	人員配置による増	7,707	フルタイム会計年度任用職員分	
法定福利費	4,039	人員配置による増	4,039	フルタイム会計年度任用職員分	

２　常勤の職員に係る給料及び手当の状況

（５）期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　　分	支給期別支給率(月分)	支給率計(月分)	備　　考
	12月		
補正後	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当
補正前	2.325(1.225)	4.650(2.450)	左のうち2.125月分は勤勉手当
一般会計の制度	2.375(1.275)	4.700(2.500)	左のうち2.15月分は勤勉手当

議案第163号

令和８年度飯田市水道事業会計補正予算（第２号）案

第１条　令和８年度飯田市水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度飯田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　水道事業収益	2,273,340千円	700千円	2,274,040千円
第３項　特別利益	1千円	700千円	701千円
	支　　出		
第１款　水道事業費用	2,077,378千円	3,680千円	2,081,058千円
第１項　営業費用	1,977,589千円	3,680千円	1,981,269千円
第２款　簡易水道事業費用	155,040千円	130千円	155,170千円
第１項　営業費用	149,962千円	130千円	150,092千円

第３条　予算第４条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,073,400千円」を「1,074,983千円」に、減債積立金「25,055千円」を「26,638千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支　　出		
第１款　水道事業資本的支出	2,460,400千円	1,583千円	2,461,983千円
第１項　建設改良費	2,009,376千円	1,583千円	2,010,959千円

第４条　予算第９条で定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（１）職員給与費	211,198千円	5,263千円	216,461千円

令和８年11月25日提出

飯田市長　佐 藤　　健

令和８年度　飯田市水道事業会計補正予算（第２号）実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
01	水道事業収益		2,273,340	700	2,274,040	
	03	特別利益	1	700	701	
		04　その他特別利益	1	700	701	

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
01	水道事業費用		2,077,378	3,680	2,081,058	
	01	営業費用	1,977,589	3,680	1,981,269	
		01　原水及び浄水費	513,372	302	513,674	
		02　配水及び給水費	256,710	1,848	258,558	
		04　総係費	204,312	1,530	205,842	
02	簡易水道事業費用		155,040	130	155,170	
	01	営業費用	149,962	130	150,092	
		04　総係費	8,067	130	8,197	

資本的収入及び支出

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
01	水道事業資本的支出		2,460,400	1,583	2,461,983	
	01	建設改良費	2,009,376	1,583	2,010,959	
		04　事務費	71,997	1,583	73,580	

令和8年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

区　分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	9,255	△ 3,110	6,145
引当金の増減	56	428	484
小計	960,423	△ 2,682	957,741
営業活動によるキャッシュ・フロー	859,758	△ 2,682	857,076
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 1,928,573	△ 1,583	△ 1,930,156
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,817,347	△ 1,583	△ 1,818,930
資金増減額	9,057	△ 4,265	4,792
資金期末残高	1,394,952	△ 4,265	1,390,687

令和８年度飯田市水道事業会計補正予算（第２号）給与費明細書

１　総　　括

（１）常勤の職員　　（単位：千円）

区　　分		給　与　費			法定福利費	合　計
		給　料	手　当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	64,360	39,216	103,576	20,705	124,281
	資本勘定支弁職員	34,138	21,085	55,223	10,677	65,900
	合　計	98,498	60,301	158,799	31,382	190,181
補正前	損益勘定支弁職員	62,460	37,732	100,192	20,409	120,601
	資本勘定支弁職員	33,206	20,540	53,746	10,571	64,317
	合　計	95,666	58,272	153,938	30,980	184,918
比較	損益勘定支弁職員	1,900	1,484	3,384	296	3,680
	資本勘定支弁職員	932	545	1,477	106	1,583
	合　計	2,832	2,029	4,861	402	5,263

手当の内訳	区　分	期末手当	勤勉手当	賞与引当金繰入額
	補正後	19,129	15,883	9,614
	補正前	18,240	15,099	9,258
	比　較	889	784	356

（２）（１）に係る給料及び職員手当の増額の明細　　（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説　　明		備　　考
給料	2,832	給与改定に伴う増加分	2,832	令和８年人事院勧告による改正（平均改定率3.3%）		実質改定率3.15%
手当	2,029	給与改定に伴う増加分	2,029	令和８年人事院勧告による改正		
				(4)期末手当	889	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.2625→1.2875）
				(5)勤勉手当	784	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.0625→1.0875）
				(6)賞与引当金繰入額	356	給与改定によるはね返り分及び次年度６月支給割合の引上げ（1.2625→1.275）

２　常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

（５）期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　　分	支給期別支給率（月分）	支給率計（月分）	備　　考
	12月		
補　正　後	2.375　(1.275)	4.700　(2.500)	左の内2.15月分は勤勉手当
補　正　前	2.325　(1.225)	4.650　(2.450)	左の内2.125月分は勤勉手当
一般会計の制度	2.375　(1.275)	4.700　(2.500)	左の内2.15月分は勤勉手当

議案第164号

令和８年度飯田市下水道事業会計補正予算（第１号）案

第１条 令和８年度飯田市下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条 令和８年度飯田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第１款　下水道事業収益	3,442,300千円	130千円	3,442,430千円
第２項　営業外収益	1,511,612千円	130千円	1,511,742千円
	支	出	
第１款　下水道事業費用	3,318,800千円	4,914千円	3,323,714千円
第１項　営業費用	3,006,377千円	4,914千円	3,011,291千円

第３条 予算第４条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,058,800千円」を「1,059,776千円」に、減債積立金「295,604千円」を「296,580千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第１款　資本的支出	2,723,600千円	976千円	2,724,576千円
第１項　建設改良費	1,063,849千円	976千円	1,064,825千円

第４条 予算第５条で定めた債務負担行為の追加を次のように定める。

事　項	期　間	限度額
防災・安全交付金事業　地震対策人孔管口耐震化工事	令和８年度から令和９年度まで	18,000千円

第５条　予算第９条で定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（１）職員給与費	198,662千円	5,890千円	204,552千円

令和８年11月25日提出

飯 田 市 長　佐　藤　　健

令和8年度 飯田市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
01 下水道事業収益			3,442,300	130	3,442,430	
	02 営業外収益		1,511,612	130	1,511,742	
		08 雑収益	10,459	130	10,589	

支　　出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
01 下水道事業費用			3,318,800	4,914	3,323,714	
	01 営業費用		3,006,377	4,914	3,011,291	
		01 管渠費	446,397	1,493	447,890	
		02 処理場費	792,802	1,228	794,030	
		04 普及促進費	25,495	624	26,119	
		05 排水設備費	31,356	505	31,861	
		06 総係費	136,015	1,064	137,079	

資本的支出

支　　出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
01　資本的支出			2,723,600	976	2,724,576	
	01 建設改良費		1,063,849	976	1,064,825	
		02 公共下水道事業費(単独)	514,972	976	515,948	

令和8年度飯田市下水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

区　分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	164,912	△ 4,784	160,128
引当金の増減	957	512	1,469
小計	1,048,748	△ 4,272	1,044,476
営業活動によるキャッシュ・フロー	865,623	△ 4,272	861,351
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 1,033,186	△ 976	△ 1,034,162
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,592	△ 976	54,616
資金増減額	△ 162,636	△ 5,248	△ 167,884
資金期末残高	329,924	△ 5,248	324,676

令和８年度飯田市下水道事業会計補正予算（第１号）給与費明細書

１　総　　括

（１）　常勤の職員　　（単位：千円）

区　　分		給　　与　　費			法　定 福利費	合　　計
		給　料	手　当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	79,641	46,470	126,111	23,738	149,849
	資本勘定支弁職員	18,098	10,194	28,292	5,595	33,887
	合　　計	97,739	56,664	154,403	29,333	183,736
補正前	損益勘定支弁職員	76,982	44,582	121,564	23,371	144,935
	資本勘定支弁職員	17,503	9,875	27,378	5,533	32,911
	合　　計	94,485	54,457	148,942	28,904	177,846
比較	損益勘定支弁職員	2,659	1,888	4,547	367	4,914
	資本勘定支弁職員	595	319	914	62	976
	合　　計	3,254	2,207	5,461	429	5,890

手当の内訳	区　分	期末手当	勤勉手当	賞与引当金 繰 入 額
	補正後	16,821	14,561	11,690
	補正前	15,879	13,725	11,261
	比　較	942	836	429

（２）（１）に係る給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位：千円）

区 分	増減額	増減事由別内訳		説　　明		備　　考
給 料	3,254	給与改定に伴う増加分	3,254	令和８年人事院勧告による改定（平均改定率3.42%）		実質改定率3.40%
手 当	2,207	給与改定に伴う増加分	2,207	令和８年人事院勧告による改定		
				(7) 期末手当	942	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.2625→1.2875）
				(8) 勤勉手当	836	給与改定によるはね返り分及び12月支給割合の引上げ（1.0625→1.0875）
				(9) 賞与引当金繰入額	429	給与改定によるはね返り分及び次年度６月支給割合の引上げ（1.2625→1.275）

２　常勤の職員に係る給料及び職員手当の状況

（５）期末手当・勤勉手当　　（　）内は再任用職員の支給率

区　　分	支給期別支給率(月分)	支給率計 (月分)	備　　考
	12月		
補正後	2.375　(1.275)	4.700 (2.500)	左の内2.15月分は勤勉手当
補正前	2.325　(1.225)	4.650 (2.450)	左の内2.125月分は勤勉手当
一般会計の制度	2.375　(1.275)	4.700 (2.500)	左の内2.15月分は勤勉手当

債務負担行為

事　　項		限　度　額	令和７年度末までの支払義務発生(見込)額	
			期　間	金　額
修正前	防災・安全交付金事業　地震対策人孔管口耐震化工事	千円 0	年度 －	千円 0
修正後		18,000	－	0

に関する調書

令和８年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
期　間	金　　額	下水道事業収　　益	国県支出金	企業債
年度	千円	千円	千円	千円
	0	0	0	0
9	18,000	0	8,500	9,500